

このキルギス共和国倒産法和訳（仮訳）は、同法のロシア語版を松嶋希会弁護士（元 JICA 長期派遣専門家）が和訳されたものを提供いただいたものであり、今般、松嶋弁護士の御了承を得て掲載するものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

キルギス共和国倒産法 （1997年10月15日制定）

改正：

1998年12月30日付け法律第160号，1999年7月7日付け法律第64号，2000年9月29日付け法律第79号，2002年6月17日付け法律第102号，2002年6月17日付け法律第103号，2005年3月7日付け法律第45号，2005年7月4日付け法律第96号，2005年8月10日付け法律第146号，2006年1月27日付け法律第30号，2006年7月27日付け法律第132号，2007年6月13日付け法律第88号¹

第1章 総則

第1条 本法が調整する諸関係

- 1 本法は、支払無能債務者を倒産（破綻）と認定（宣言）する事由を定め、倒産審理手続において適用される手続（特別管理，再生支援，更生，和議，活動保全）の実施方法及び条件，並びに債務者を倒産に陥らせたことの責任措置も含め、債務者が債権の全額を支払うことができないことにより発生するその他の関係を調整する。
- 2 本法は、以下に対し、適用される。
 - 一 営利組織のあらゆる所有形態の法人（管理運用権に基づく国家企業を除く。）で、法定手続に従いキルギス共和国に登録されている外国法人及び外国社員がいる（外国資本を含む。）法人を含み、また、銀行・その他の金融信用機関
 - 二 非営利組織のあらゆる所有形態の法人で、本法又は設立及び組織形態・法的形態を定めるキルギス共和国規範的法的文書が明確に定めている法人
 - 三 個人事業者
- 3 本法は、以下には適用されない。
 - 一 国家施設及びその他の施設
 - 二 キルギス共和国民法第96条第2項が定める事由に基づき、本法第16条の要件に従い清算される支払能力のある法人
 - 三 自然独占事業体
- 4 本法の解釈及び執行に必要な規則は、キルギス共和国政府が定め、銀行・その他の金融信用機関についてのそれは、キルギス共和国国立銀行が、本法に従い制定されるその他の規範的法的文書により定める。
- 5 他の法令に含まれる債務者の倒産（破綻）に関する規定は、本法に相応の変更・追加が加えられた後にのみ適用することができる。

¹ 本和訳作成の際に参照したロシア語版には、「2004年2月15日付けキルギス共和国法律『銀行の活動保全，清算及び倒産について』が発効した後は、本法は銀行に対しては適用されない。」旨の付記がされている。

- 6 キルギス共和国が締結している国際協約が本法の定めと異なる定めをしている場合、国際協約の定めが適用される。
- 7 倒産(破綻)事件に関する外国裁判所の判決は、キルギス共和国が締結する国際協約に従い、キルギス共和国領域において承認される。
- 8 キルギス共和国が締結している国際協約がない場合、倒産(破綻)事件に関する外国裁判所の判決は、キルギス共和国法令に反しない場合、キルギス共和国領域において承認される。(1998年12月30日付け法律160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第2条 本法において用いられる概念

本法においては、以下の概念が用いられる。

倒産管理人：本法の定める手続に従い任命された有資格専門家及び有資格者（銀行について）で、一時管理人、特別管理人、保全人、外部管財人として活動し、債務者の倒産審理手続を実施する任務を負う者

資産：固定資産、その他の長期投資（無形資産を含む。）、流動資産、金融資産及び受取勘定により構成される財産

自然人又は法人の提携者：契約（口頭契約も含む。）又はその他の法律行為に基づく場合も含めて、自然人・法人の決定を直接的若しくは間接的にとる権限又は自然人・法人の決定に影響を及ぼす権限を有するあらゆる自然人又は法人（授權範囲内で、その活動を監督する国家機関は除く。）、及び、このような提携者が上記のような権限を有するあらゆる自然人又は法人

法人の提携者には、法人の執行役員、株主（社員）、又は法人の議決権株式（出資分、持分）の10%以上を有するあらゆる企業（公開株式会社の場合は、5%以上）も含まれる。

個人事業者の倒産：特別管理手続の一方方式で、裁判手続に限り実施され、債権の弁済を目的として、清算財団に含まれる個人事業者債務者の資産が没収され、譲渡される。

外部管財人：本法の定める手続に従い任命され、承認された更生計画に従い債務者の更生手続を実施する任務を負う倒産管理人

倒産審理手続（倒産手続）の提起：倒産審理手続（倒産手続）の開始につながる、本法の定める措置をとること（例えば、裁判所への債務者の倒産認定の申立て）

一時管理人：裁判所が最終的に本案決定を出すまで、又は、債権者集会が最終的に決定を出すまで（裁判外手続による倒産審理手続の場合）、債務者の資産を保全するために、申立人の申立てに基づき、裁判所が任命する倒産管理人

一時管財人：銀行業務のライセンスが取り消された場合又は一時的に停止された場合に、資産及び書類の保全のために、裁判所が本案決定を出すまで、又は、株主が清算若しくは組織変更を決議するまで、キルギス共和国国立銀行が任命する有資格者。一時管財人は、本法が定める一時管理人の権限を有する。

欠格：裁判所が、本法の要件違反を許した債務者の代表者又は清算委員会の委員に対し、法令の定める期間及び手続において、法人の経営に関する代表行為及び（又は）企業活動に従事する権限を制限すること。

銀行・その他の金融信用機関は、欠格とされると、裁判所により、10年以下の範囲で、以下の事項を禁止（制限）される。

- あらゆる会社²の株式又は持分を10%より多く、銀行については5%まで保有すること

² 合名会社，合資会社，有限責任会社，補充責任会社，株式会社を示す。

- 会社の経営機関における取締役会，理事会及び監査役会の構成員の職務並びに内部監査の職務に従事すること

債務者：支払無能とみなされ，又は支払無能と認定された法人又は個人事業者

追加責任：法人債務者の社員に適用される原則で，社員は，出資した価値に応じて，法人債務者の設立文書の定めるのと同等の割合で，債務者の債務につき責任を負うという原則

債務者についての利害関係人：キルギス共和国法令による債務者の親法人又は子法人，並びに債務者の代表者，債務者の取締役会（監督役員会）の構成員，債務者の合議執行機関の構成員，及び経理主任（経理担当者）。倒産審理手続の提起前の1年の間にその任を離れている場合も含む。

債務者の利害関係人には，上記の自然人との間で姻戚関係又は血縁関係を有する者（配偶者，直系尊属及び直系卑属，姉妹兄弟及びその卑属，並びに配偶者の姉妹兄弟）も含まれる。

本法の定める場合，倒産管理人及び債権者の利害関係人は，上述の定めに従い決定される。

申立人：裁判所に対し，本法の定める申立て（異議）を出す権利を有する者

倒産審理手続費用：倒産審理手続の実施に関係する必要費用で，倒産手続の公告費用，裁判費用，倒産管理人の費用，倒産管理人の報酬，倒産管理人が債務者の経済活動を継続する必要があると考える期間に発生し得る債務者の費用，及び，その他の費用を含む。

債務者の倒産認定（破綻認定）の申立て：債務者につき，裁判手続における倒産審理手続の開始を求める申立てで，債権者（複数債権者），債務者，キルギス共和国国立銀行及び本法の定めるその他の者が，本法の定める手続に従い，裁判所に出す申立てを含む。

個人事業者：法人を形成せずに，キルギス共和国民事法令に従い企業活動に従事する者で，本法に従い支払無能と認定され，倒産審理手続に付され得る。

保全人：キルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関の活動保全手続実施に際し，所定の一連の施策を実施するために，キルギス共和国国立銀行が任命する者

活動保全：キルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関に適用される倒産手続で，一連の財務上及び（又は）組織上の措置がとられる。

債権者委員会：本法の要件に従い活動する，債権者集会の授権機関

債権者：債務者に対し，財産引渡し，労務遂行，金銭支払等の義務履行を請求する権利を有する，キルギス法人・自然人及び外国法人・自然人，並びに，全権機関が代理するキルギス共和国

清算：特別管理手続の一方式で，債権を優先順位に従って弁済することを目的として，清算財産に含まれる法人債務者の全資産が没収され，譲渡される。

清算財団：本法の定める資産（担保目的物，リース目的物，取引制限のある物，法令により強制執行が認められていない個人事業者の資産等）を除いた債務者の資産

和議：倒産審理手続において適用される手続で，債務者と債権者が債務者の義務履行について合意をし，当該合意は，裁判所の承認後，他の債権者による履行が義務的となる。

倒産審理手続の開始：裁判所，債権者集会又はキルギス共和国国立銀行が，債務者を倒産者と認定（宣言）し，特別管理人を任命して特別管理を開始する本案決定（裁判所の場合）又は決議をとった時点

義務的支払金：税金，手数料，及び，キルギス共和国法令の定める手続・条件で国家予算・予算外基金に納められるその他の義務的納付金

有限責任：法人債務者の社員に適用される原則で、債務者の社員は、法人の債務につき責任を負わず、出資分（株式）の価値の範囲において、債務者の活動から発生する損害の危険を負担するという原則

負債：支払勘定を含む、借入金及び他から調達した資金から構成される義務（補助金、助成金、自己資金及びその他財源は除く。）

無限責任：法人債務者の社員に適用される原則で、債務者の社員は、債務者の設立文書に基づき、又は、キルギス共和国法令に従い、自己の保有する全財産をもって債務者の債務につき連帯責任を負うという原則

企業：キルギス共和国民法第 33 条の定める定義による、財産の複合体

倒産審理手続：本法の定める諸手続により、債務者に適用される審理手続

更生：債務者の支払能力の回復を目的として、倒産審理手続において適用される手続。更生は、法人債務者に対しては裁判手続においても裁判外手続においても実施され、個人事業者債務者に対しては裁判手続においてのみ実施される。

再編：特別管理の一方式で、債権者の利益のために、債務者の資産を元に新しく法人一社又は複数社を設立し、売却し、法人債務者が清算される。

代表者：法人の経営のために、所定手続に従い任命される者（取締役、理事、マネジャー、経営者等で、それらの副代表者及び一時的に代表者の職務を遂行する者も含む。）

再生支援：倒産審理手続において適用される手続で、財務上、経済上又は組織上の措置を適用して、債務者の経済的再興を図る。本法の定める期間内に、全債権を弁済する。

特別管理：倒産審理手続において債務者に適用される手続。特別管理は、法人債務者に対しては裁判手続においても裁判外手続においても実施することができ、個人事業者債務者に対しては裁判手続においてのみ実施することができる。特別管理の方式としては、法人の清算又は再編、及び、個人事業者の倒産がある。特別管理人が任命され、債権者の利益のために清算財団に含まれる債務者資産が第三者に売却（譲渡）され、法人又は個人事業者の企業活動が終了する。

特別管理人（清算人）：本法の定める手続により任命される倒産管理人で、特別管理実施の任務を負う。

社員：債務者につき、債権を有し、又は、債務者の財産に所有権若しくはその他の物権を有する自然人又は法人（国有財産を管理し、国家企業及び国家が持分を有する法人に対する直接投資を招致する国家機関が代理するキルギス共和国、発起人、株主、組合員等を含む。）

法人：キルギス共和国民法第 83 条の定める特徴を有する組織で、支払無能と認定（宣言）され、倒産審理手続に付され得る。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2000 年 9 月 29 日付け法律第 79 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号、同日付け法律第 103 号、2005 年 7 月 4 日付け法律第 96 号により改正）

第 3 条 倒産（破綻）

倒産（破綻）とは、裁判所により認定された債務者の支払無能、又は、債務者の同意を得て債権者集会が宣言した債務者の支払無能、つまり、国家予算・予算外基金への義務的支払金を支払うことができないことも含めて、金銭債権を全額弁済することができないという債務者の無能力と理解される。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 4 条 倒産審理手続

- 1 倒産審理手続とは、全権機関、裁判所、法定手続に従い特別に任命された倒産管理人（一時管理人、特別管理人、保全人、外部管財人）、債権者及びキルギス共和国国立銀行が行う、本法により定められる国家活動で、債権の弁済、そして、債務者の支払能力の回復又は債務者の活動停止を目的とする。
 - 2 倒産審理手続は、支払無能債務者の債権者の債権を弁済する手段である。
 - 3 倒産審理手続の開始後、又は、倒産審理手続において、法人債務者の清算若しくは再編により、又は、個人事業者の倒産により、特別管理手続を適用できる。
 - 4 倒産審理手続の提起後、又は、倒産審理手続において、以下の手続を適用できる。
 - 一 再生支援
 - 二 更生
 - 三 和議
 - 四 活動保全（銀行に対して）
- （1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第5条 特別管理手続の総則

- 1 清算は、以下のとおりの手続である。
 - 一 法人に適用される。
 - 二 債権者のために、清算財団に含まれる債務者の資産を没収し、譲渡し、最終的に分配する。
 - 三 清算手続終了後、法人国家登記の記載は失効し、債務者の活動は終了する。
- 2 個人事業者の倒産は、以下のとおりの手続である。
 - 一 個人事業者として登記している自然人に適用される。
 - 二 裁判手続においてのみ実施される。
 - 三 債権者のために、清算財団に含まれる債務者の資産を没収し、譲渡し、最終的に分配する。
 - 四 裁判所は、個人事業者を欠格者とさせることができる。つまり、本法の定める期間中、企業活動に従事することを禁止することができる。
- 3 再編は、以下のとおりの手続である。
 - 一 法人に適用される。
 - 二 社員（複数社員）が交代し、かつ、新たに法人を一社又は複数社設立する。
 - 三 新たな法人（一社又は複数社）及び債務者の残余財産は、債権弁済のため、売却（譲渡）される。
 - 四 再編手続終了後、債務者の活動は終了する。

第6条 再生支援手続の総則

- 再生支援は、以下のとおりの手続である。
- 一 法人に適用される。
 - 二 債権者の利益保護のため特別な保証があり、本法の定める期間において、債権の全額が弁済される。
 - 三 再生支援が成功し、債務者の支払能力が回復した場合、債務者は経済活動を継続することができる。
 - 四 関係者間で別段の合意をしない限り、所有者は交代しない。

第7条 更生手続の総則

更生は、以下のとおりの手続である。

- 一 法人にも個人事業者にも適用される。
- 二 個人事業者については、裁判手続においてのみ実施される。
- 三 本法の要件に従い、債務者が更生計画を提出し、債権者が当該計画を承認する。
- 四 更生計画により、債権の全額又は一部弁済のため、債務者は経済活動を継続することができる。
- 五 更生は、本法の要件に従い、特別管理手続に移行することもある。
- 六 関係者間で別段の合意をしない限り、社員（複数社員）の交代はない。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第7条の1 和議手続の総則

和議は、以下のとおりの手続である。

- 一 裁判手続による倒産審理手続において、法人にも個人事業者にも適用される。
- 二 債務者と債権者の合意で、裁判所による倒産管理人の任命なく、契約の定める手続に従い債権の全部又は一部が弁済されることに、債権者が同意するものである。
- 三 関係者間で別段の合意をしない限り、社員（複数社員）の交代はない。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第8条 倒産管理人

1 倒産審理手続における手続は、有資格者である倒産管理人が実施する。倒産管理人は、以下の資格で活動する。

- 一 一時管理人
- 二 特別管理人
- 三 外部管財人
- 四 保全人（銀行について）

2 倒産管理人には、キルギス共和国の定める上記の者の行為能力及び権利能力の要件並びに本条第3項の定める条件を満たす自然人がなることができる。キルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関の特別管理人には、銀行・その他の金融信用機関に特別管理が適用される場合、キルギス共和国財務省付属の銀行組織変更及び債務再構築に関する機関のみがなることができる。

3 特別管理人は、倒産事件を管轄する国家機関及びキルギス共和国国立銀行の職員である場合を除き、活動実施権限の資格を有していなければならない。倒産管理人に、以下の者を任命することはできない。

- 一 支払無能債務者の債権者、債務者（第三債務者）、契約相手方、社員及び代表者
- 二 倒産審理手続開始前の1年間に、債務者の社員又は代表者であった者
- 三 上記の者の近親者
- 四 国家権力・行政機関で働いている者（倒産事件を管轄する国家機関及びキルギス共和国国立銀行の職員を除く。）並びに自治体及びキルギス共和国司法機関で働いている者
- 五 他の法人の事業経営及び（又は）財産管理に従事することにつき制限を受けている者
- 六 前科を抹消されていない者
- 七 任命前の5年間に、個人事業者として従事し、倒産認定を受けた者

4 倒産管理人（特別管理人，外部管財人）は，（倒産審理手続が裁判手続において実施されている場合は）倒産事件を管轄する国家機関が，若しくは（裁判外手続の場合は）債権者集会在，又は（銀行については）キルギス共和国国立銀行が，本法の定める手続及び条件で，任命し，罷免し，解任する。

債権者集会在が任命した倒産管理人は（裁判外手続の場合），本法の定める場合も，また，キルギス共和国法令の定める手続においても，倒産事件を管轄する国家機関が罷免することができる。

倒産事件を管轄する国家機関による倒産管理人の任命手続は（倒産審理手続が裁判手続で実施されている場合。ただし，銀行の場合は除く。），キルギス共和国政府の承認した規程が定める。

一時管理人の任命，罷免及び解任は，倒産審理手続の実施方法にかかわらず，裁判所が本法の定める手続に従い行う。

裁判所は，同時に，二つ以下の経済主体の債務者につき倒産審理手続を実施するために，一人の倒産管理人を任命することができる。

5 倒産管理人は，活動中，法律の保護を受け，キルギス共和国法令に従い，キルギス共和国法令又は契約の定める権利を有し，義務を負う。

6 特別管理人を裁判外手続で任命する際，債権者集会上から授権された債権者が，債権者集会上の名で，任命された特別管理人との間で，民事法令契約を締結しなければならない。債権者が別段の定めをする場合を除き，契約締結手続及び契約条項は，債権者集会上の同意の下，授権された者が決定する。

7 倒産管理人の候補者は，債権者（複数債権者），債務者，キルギス共和国国立銀行（銀行の倒産の場合），又は倒産事件を管轄する国家機関が，本法の定める倒産管理人の要件に従い，推薦することができる。候補者が複数いる場合，倒産管理人は，諸条件の比較に基づき，適任者を任命する。比較実施の条件，時期及び手続は，本条第4項の定める機関が決定する。

8 倒産管理人は，倒産事件を管轄する国家機関，債権者集会上，キルギス共和国国立銀行，又は（一時管理人の場合は）裁判所が，以下の場合，解任することができる。

一 倒産管理人がその権限を行使している期間に，所定手続により，倒産管理人資格が取り消された。

二 倒産管理人が，倒産審理手続における手続実施中，キルギス共和国法令の要件に違反した。

三 倒産管理人に関する刑事事件の判決が，発効した。

四 倒産管理人が，自己の解任を申し立てた。

五 倒産管理人の職務遂行（任命）を妨げる事情が明らかになり，又はかかる事情が発生した。

六 倒産管理人が実施のために任命された手続が，所定手続に従い終結した（終了した。）。

七 本法第15条の要件に従い採択された債権者集会上の決議により，債権者集会上（債権者委員会）により倒産管理人に対する不信任が表明された。

8の1 倒産管理人は，以下の場合，罷免（一時的に解任）され得る。

一 倒産管理人につき，刑事事件が開始した。

二 倒産審理手続の遂行に際し，キルギス共和国法令を遵守しなかった事実が明らかになった。

三 倒産事件を管轄する国家機関、債権者集会、又はキルギス共和国国立銀行に対し、情報を提出せず、又は、提出した情報が十分ではなく、及び（若しくは）全てではなかった。

四 倒産管理人が任務を遂行することを妨げる事情が明らかになり、又は、かかる事情が発生した。

倒産管理人が罷免された場合、倒産事件を管轄する国家機関、債権者集会又は国立銀行は、所定手続に従い、罷免期間中、新しい倒産管理人を任命しなければならない。

罷免されている期間、本法の定める報酬は、倒産管理人には支払われない。

9 本法に別段の定めのある場合を除き、解任・罷免された倒産管理人は、解任・罷免の決定が出された時から、以下の義務を負う。

一 新たに任命された倒産管理人の職務遂行を妨げてはならず、新管理人が、債務者の建物や資産に入ったり近づいたり、債務者の銀行口座や書面を利用できるようにする。

二 倒産に関するその他の規範的法的文書の定める手続に従い、自己の活動結果に関する報告書を作成し、裁判所（債権者集会）に提出する。

三 新たに任命された倒産管理人に対し、債務者の倒産審理手続に関する書面を全て引き渡す。かかる書面の一覧は、倒産に関するその他の規範的法的文書が定める。

四 必要であれば、新たに任命された倒産管理人に対し、債務者の倒産審理手続に関する全情報を（口頭又は文書で）提供する。

五 新たに任命された倒産管理人、債務者の代理人、その他の財産評定委員会委員と一緒に、債務者の財産及びその他の資産の目録を作成する。

六 新たに任命された倒産管理人に対し、債務者の印鑑及びスタンプを引き渡す。

七 キルギス共和国法令の定めるその他の義務を負わなければならない。

10 本法に別段の定めがある場合を除き、倒産管理人は、解任・罷免の決定が出された時から、以下の権利を有する。

一 裁判所に対し、解任・罷免の決定について不服を申し立てる。

二 本法の定める手続に従い、実際に働いた期間、働いた量に対する報酬を受け取る。

三 キルギス共和国法令の定めるその他の権利を有する。

11 （倒産事件を管轄する国家機関、又は、銀行の倒産の場合はキルギス共和国国立銀行が任命した）倒産管理人が、任務の遂行の際に、法令に違反する行為をした場合、当該管理人は、責任者として、キルギス共和国法令の定める責任を負う。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、同日付け法律第103号により改正）

第9条 支払無能債務者

1 債務者は、以下のいずれかの事由があれば、支払無能であり、倒産者（破綻）であると認定又は宣言され得る。

一 債務者が、弁済期が到来しても、負債を返済する債権、又は、その他の支払（商品、役務等に対し）をする債権（複数債権）であって、法的に有効なものを、全額弁済しない。

二 債務者が、弁済期が到来しても、このような債権を弁済することを拒否する。

三 債務者が、弁済期が到来しても、このような債権を弁済することができない。

四 債務者が、裁判所が倒産事件の本案決定を出す前に、本法第27条の26の定める手続に従い債権を弁済しない。

五 監督全権機関が、債務者の債務超過の事実を確認した。

2 本条第1項の定めるいずれかの条件が生じているが、それにもかかわらず、債務者が、負債を弁済することができる申し立ての場合、債務者が、裁判所が倒産認定の申立てを受理してから本案について決定を出すまでに、本法第27条の26の定める手続に従い債権を弁済しなければ、裁判所は、債務者を支払無能と認定する。

3 債務者の支払無能の事実は、裁判所の本案決定（倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合）又は監督全権機関の決定（銀行の場合は、キルギス共和国国立銀行の決定）により、確認される。債務者の支払無能の事実の確認は、債務者を倒産者（破綻）と認定（宣言）し、債務者に本法の定める手続を適用する事由となる。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、同日付け法律第103号により改正）

第9条の1 倒産審理手続の提起に必要な最低債務額

1 支払無能債務者に対する倒産審理手続の提起には、以下の最低債務額が要求される。

一 一債権者又は複数債権者の債権の総額が決済指標の500倍以上である。

二 個人事業者を含む自然人の債権者の債権額が決済指標の5倍以上である。

三 債権者が自然人であるか法人であるかにかかわらず、銀行である債務者に対する債権額が決済指標以上である。

2 本条の規定は、債務者自身による倒産審理手続の提起には適用されない。

（1998年12月30日付け法律第160号、2006年1月27日付け法律第30号により改正）

第9条の2 倒産審理手続の債務者による義務的提起

1 債務者は、倒産が予想される場合、以下のいずれかの事情が発生した時から1か月以内に、裁判手続又は裁判外手続において、倒産審理手続を提起しなければならない。

一 一債権者又は複数債権者に対する債務を弁済することにより、国家予算・予算外基金を含むその他の債権者に対する金銭債務及び（又は）債務を全額弁済することが不可能になる。

二 債務者が、金銭債務及び（又は）国家予算・予算外基金に対する義務的支払債務を全額弁済することができる状況ではない。

三 設立文書により債務者の清算を決定をする権限を与えられた機関、又は、国家企業債務者の財産参加者から授権された機関が、倒産者としての清算を決定した。

四 支払能力のある法人の清算の際に、債権を全額弁済することが不可能であると確認された（本法第16条）。

五 本法の定めるその他の場合

2 債務者が本条第1項の義務を履行しない場合、債務者の社員、代表者及び清算委員会委員は、債権者に対する債務者の債務につき、補充責任を負う。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正）

第10条 債権者

1 債権者には、キルギス及び外国の法人及び自然人、並びに、全権機関が代理するキルギス共和国になることができる。

2 倒産手続が適用されると、全債権者の利益は、本法に従い組織される債権者集会及び債権者委員会が代表する。

- 3 本法に別段の定めがある場合を除き、税務機関、社会基金機構及びその他の全権国家機関に対しては、債権者に関する規定が適用される。
 - 4 法人債務者の社員は、当該債務者の債権者ともなり得る（ただし、債務者の定款資本の出資分（納入分）の返還請求権については除く。）。
- （1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第11条 債権の構成

- 1 本法第9条の1の定める最低債務額を決める際には、法律又は契約の定める不履行又は不適切な履行につき支払われる違約罰（違約金、遅延利息）を除く、金銭債務額（元金、債務の条件に従い加算された利息）が考慮される。
 - 2 本法第9条の1の定める最低債務額を決める際には、法律の定める金融制裁（経済制裁）を除く、義務的支払金額が考慮される。
義務的支払金とは、税金、手数料、並びに、キルギス共和国法令の定める手続及び条件で、相応の国家予算・予算外基金に納められるその他義務的納付金である。
 - 3 金銭債務額は、発効した裁判所判決又は債務者が当該債権を承認したことを証明する書面により証明された場合、及び、本法の定めるその他の場合、確定したものとみなされる。
 - 4 債務者が債権者の債権を争う場合、金銭債務額及び（又は）義務的支払金額は、裁判所が、本法の定める手続に従い決定する。
- （1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第12条 債権者集会

- 1 債権者集会に議決権を持って参加する者は、債権者（その代理人）であり、本法が定める場合は、その他の全権国家機関も認められる。
- 2 第一回債権者集会の組織及び開催は、倒産審理手続における適用手続により、債権者、債務者又は倒産管理人が行う。
第一回債権者集会の開催後の次回債権者集会を招集する権限は、債権者集会（債権者委員会）、倒産管理人、及び本法の定める場合は倒産事件を管轄する国家機関が有する。
- 3 倒産に関する規範的法的文書に別段の定めがある場合を除き、債権者集会を招集する者（機関）は、債権者集会の開催日の10日前までに、共和国新聞において債権者集会の招集を1回公告し、集会開催日の10日前までに、判明している債権者で決算指標の100倍以上の額の債権を有する債権者に対し、配達証明郵便により、又は、受領書と引換えで、集会招集を知らせなければならない。この際、債権者集会の招集が適切とされるには、配達証明郵便1通の送付で足りる。
倒産事件を管轄する国家機関が債権者集会を招集する場合、倒産事件を管轄する国家機関は、債権者集会の開催日の5日前までに、共和国新聞において債権者集会の招集を1回公告し、倒産管理人に通知し、判明している債権者で決算指標の100倍以上の額の債権を有する債権者に知らせなければならない。
- 4 債権者集会は、債務者の債務に関し、本法及び裁判所判決に反せず、倒産管理人の活動を妨げないあらゆる決議をとることができる。
- 5 債権者は、第一回債権者集会に議決権を持って参加するためには、本法に別段の定めがある場合を除き、債権者集会が始まる7暦日前に、当該集会を主導した者又は倒産管理人に対し、自己の債権（請求）を届け出なければならない。

債権の構成確定手続及び届出手続は、倒産に関するその他のキルギス共和国規範的法的文書が定める。請求には、債権の存在、額及び根拠を証明する書面を添付しなければならない。

6 担保権者は、債権者集会に議決権を持って参加し投票するためには、担保目的物の価値を査定し（査定価値）、当該査定価値を第一回債権者集会において知らせなければならない。

担保権者の議決権数は、被担保債権額と担保目的物の査定価値の差額により決められる。

担保権者は、自己の担保権を放棄することができる。この場合、担保権者の議決権数は、債権額で決められ、その後、当該決定を取り消すことができない。

倒産管理人は、担保権者から、査定価値で担保目的物を取得することができる。

7 裁判手続による倒産審理手続において採択された債権者集会の決議は、本法の定める場合、裁判所により承認されなければならない。

8 債権者集会の決議は、集会議事録により正式に作成され、集会議長により署名されなければならない。

9 債権者集会は、債権者集会（債権者委員会）、本法の定める場合は倒産事件を管轄する国家机关、又は、倒産管理人が別段の定めをする場合を除き、債務者の所在地（居住地）において、3か月に1回以上、開催される。

10 キルギス共和国国立銀行の主導により特別管理手続が開始した場合、債権者集会は、本法の定める特則を考慮して開催される。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、同日付け法律第103号、2006年1月27日付け法律第30号により改正）

第13条 債権者集会の議決

1 本法に別段の定めがある場合を除き、定足数は以下のとおりである。

一 債権者（債権者委員会）により適切な方法で招集された債権者集会は、債務者に対する債権総額の51%以上の額の債権を有する債権者が出席した場合、法的に有効とみなされる。

二 債務者又は倒産管理人により適切な方法で招集された債権者集会は、債権者集会に出席した債権者数や出席債権者の保有債権額に関係なく、法的に有効とみなされる。

2 債務者の債権者数が50を超えない場合、集会議長は、決議が採択された日から3日以内に、配達証明郵便により、又は、受領書と引換えで、債権者に採択された集会決議を発送しなければならない。当該発送期間は、債務者の債権者数が50を超える場合、債権者集会が延長することができる。

3 本法に別段の定めがある場合を除き、第一回債権者集会又はその後の債権者集会の全ての問題に関する決議は、債務者に対する債権額の51%以上の額の債権を有する出席債権者が賛成した場合に（額の過半数）、採択されたものとみなされる。債権者集会に欠席した債権者の債権額は、意味を持たない。

4 債務者又は倒産管理人により適切な方法で招集された債権者集会に債権者が一人も出席しなかった場合、倒産審理手続の費用を減らすために、債権者は、債務者又は倒産管理人の提案に同意し、集会議事録に記載された事項は債権者集会において採択されたものとみなされる。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第14条 債権者委員会

1 債権者集会は、何時でも、3名から7名までにより構成される債権者委員会を組織することができる。

- 2 債権者委員会は、その機能を果たすために、以下の権限を有する。
 - 一 倒産管理人に対し、債務者の財務状況に関する情報を提供するよう請求する。
 - 二 倒産管理人に対し、倒産審理手続の進捗に関する情報を提供するよう請求する。
 - 三 倒産管理人に対し、提案を出す。
 - 四 本法の定める手続に従い、倒産管理人に、不信任を表明する。
 - 五 全債権者に書面で通知することにより、債権者集会を招集する。債権者集会は、最後の通知が発送された日から2週間以降に、開催されなければならない。倒産管理人は、債権者委員会に対し、判明している全債権者の情報を提供しなければならない。
- 3 債権者委員会は、全委員（又はその代理人）が会議に出席した場合、然るべき方法により招集された会議については、定足数を満たす。債権者委員会は、委員の議決権の単純過半数で、決議する。賛否の議決が同数の場合、委員会議長の評決で、決定する。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第15条 倒産管理人に対する不信任の表明

- 1 債権者集会又は債権者委員会は、倒産審理手続の過程において、倒産管理人に対し不信任を表明することができる。
- 2 債権者委員会が倒産管理人に対する不信任の表明を出す場合、債権者委員会は、不信任を、債権者集会の審議にかけなければならない。
- 3 倒産管理人に対する不信任についての債権者集会の組織及び開催は、債権者の同意（請求）に基づき、債権者（複数債権者）、債権者委員会又は倒産管理人が行う。
- 4 表明した債権者（複数債権者）、債権者委員会又は倒産管理人は、表明した債権者（複数債権者）の請求に基づき、集会開催日の10日前までに、判明している債権者で決算指標の100倍以上の額の債権を有する全債権者に対し、配達証明郵便により、又は、受領書と引換えで、債権者集会の招集を知らせなければならない。
- 5 適切な方法により招集された債権者集会は、集会開催日における全債権額の51%以上の額の債権を有する債権者が出席した場合、法的に有効とされる（集会の定足数）。債権者集会に議決権を持って参加する者は、債権者（その授權を受けた代理人）である。
- 6 倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合も、裁判外手続により実施されている場合も、倒産管理人に対する不信任の表明及び同人の解任、並びに、新しい倒産管理人候補者の承認に関する債権者集会の決議は、全債権額の75%以上の額の債権を有する債権者を含む（価値の多数）当該集会に出席している債権者の過半数が賛成した場合、採択されたものとみなされる。債権者集会に欠席した債権者の債権額は、意味を持たない。
- 7 債権者集会の決議は、集会議事録により正式に作成され、集会議長により署名されなければならない。
- 8 債権者集会決議は、裁判手続においても裁判外手続においても、集会開催日から3日以内に、配達証明郵便により、又は、受領書と引換えで、倒産管理人及び集会に欠席した債権者に通知されなければならない。
- 9 倒産管理人を解任する債権者集会の決議は、倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合、倒産事件を管轄する国家機関又はキルギス共和国国立銀行（銀行の倒産の場合）により、承認されなければならない。新しい倒産管理人は、本法第8条の定める手続に従い任命される。

倒産事件を管轄する国家機関又はキルギス共和国国立銀行（銀行の倒産の場合）は、全債権者の利益及び本法の要件が守られていることを条件に、債権者集会の決議を承認することができる。

倒産事件を管轄する国家機関（銀行の倒産の場合はキルギス共和国国立銀行）の決定に対しては、決定が出されてから 10 日以内に、裁判所に不服を申し立てることができる。申立て又は不服は、本法の定める手続に従い、倒産審理手続の範囲で審理される。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号，2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号，2006 年 1 月 27 日付け法律第 30 号により改正）

第 16 条 支払能力のある法人の清算

1 キルギス共和国民法第 96 条第 2 項の定める事由に基づく支払能力のある法人の清算は、キルギス共和国民法第 96 条から第 99 条までの要件に従い、行われる。

キルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関である法人の清算は、銀行業務を行うライセンスが取り消された場合、銀行・その他の金融信用機関のために定められた特則を考慮して、行われる。

銀行の株主が銀行業務ライセンスの取消日から 1 か月以内に清算又は組織変更を決議しない場合、銀行である法人は、裁判手続により強制的に清算される。

銀行ライセンスが取り消された場合、又は、一時的に停止された場合、キルギス共和国国立銀行は、社員が清算委員会を任命するまでの間、又は、裁判所が倒産管理人を任命するまでの間、銀行の資産と書類を保全するために、一時管財人を任命しなければならない。一時管財人は、任命の特則を考慮して、本法第 63 条が倒産管理人のために定める権限を有する。

2 清算委員会、社員、代表者、又は、設立文書により法人の清算につき権限を与えられている機関が、清算の過程において、現金及び財産が債権全額を弁済するに不十分であると認めた場合、法人は、本法の定める手続に従い、清算されなければならない。

3 法人を裁判手続又は裁判外手続において倒産者として清算する決定は、債務者の社員又は設立文書により清算を決定する権限を与えられている機関が採択する。

当該決定が採択され、清算委員会が活動報告を提出した後、清算委員会の権限は終了する。

4 本条第 3 項の定める決定がとられなかった場合、債務者の社員、代表者、及び清算委員会の委員は、債務者の債務につき、補充責任を負う。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号，2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号，同日付け法律第 103 号により改正）

第 17 条 倒産事件を管轄する国家機関

1 倒産予防に関する国家政策、及び、本法に従った倒産審理手続の実行要件の確保は、倒産事件を管轄する国家機関が行う。

倒産事件を管轄する国家機関に関する規程は、キルギス共和国政府が承認する。

2 倒産事件を管轄する国家機関は、以下を行う。

一 倒産審理手続において、倒産管理人として職務を遂行する者の要件を承認する。

二 倒産審理手続において倒産管理人として活動する資格を与え、資格を一時停止し、取り消す。

三 倒産管理人の養成体制を構築する。

四 所在不明債務者の倒産が実施されるようにする。

- 五 大規模な、又は、経済上若しくは社会上重要な法人であって、支払無能であるものの調査及び分析をする。かかる法人の財務健全化に関する提案を、キルギス共和国政府に提出する。
 - 六 裁判所、検察官、又は、その他の全権機関の問合せを受けて、支払無能の兆候の有無又は虚偽倒産若しくは故意倒産の有無に関する意見を出す。
 - 七 キルギス共和国政府の定める手続に従い、政府が債権者となっている債務者の倒産審理手続が提起される場合、政府の唯一の代理人となる。また、政府が社員（所有者）である債務者の倒産審理手続において、政府の利益を代表する。
 - 八 第一順位及び第二順位債権者が、資金を有さない場合、又は、自己の名で倒産審理手続を提起することが重要でない場合、かかる債権者の申立てに基づき、債務者の倒産審理手続を提起することができる。
 - 九 倒産管理人が倒産審理手続においてキルギス共和国法令の要件を履行しているかどうか監督する。
 - 十 倒産管理人の報告情報を収集し、当該情報の要件を承認する。
 - 十一 倒産審理手続が裁判手続により実施されている際、倒産管理人（特別管理人、外部管財人）を任命し、罷免し、解任する。
 - 十二 裁判所に対し、倒産管理人の報告書についての意見を出す（銀行の倒産の場合を除き、倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合）。
 - 十三 法律及びその他の規範的法的文書が認めるその他の権限を行使する。
- 3 倒産事件を管轄する国家機関は、本法及び本法に従い制定されたキルギス共和国のその他の法的文書に反しない、倒産に関する規範的法的文書を出すことができる。
- 倒産（破綻）及びその予防を調整する規範的法的文書は、必ず、倒産事件を管轄する国家機関の同意を得なければならない。
- 4 倒産事件を管轄する国家機関は、地方機関を設置し、当該地方機関の権限は、倒産事件を管轄する国家機関の権限範囲内で定められる。
 - 5 倒産事件を管轄する国家機関は、所在不明債務者についての倒産審理手続を保証し、倒産管理人の活動に対する追加的な保証をする本法の規定を実施するために、特別基金を創設することができる。倒産事件を管轄する国家機関における特別基金に関する規程は、キルギス共和国政府が承認する。
- （1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正）

第18条 倒産審理手続における違法な行為

- 1 倒産審理手続における行為は、国家機関の職員を含むあらゆる者が本法第21条第1項の定めるいずれかの状況が発生した後に行った場合、又は、これらの者が本法第9条第1項及び第2項に従い債務者が支払無能であることを知っている場合、違法とみなされる。当該行為には、以下が含まれる。
 - 一 虚偽倒産審理手続を提起する。
 - 二 財産を違法に隠匿し、差し押さえ、奪取し、占領し、没収し、譲渡し、又は、債務者債務を隠匿する。倒産審理手続の開始後の場合も含む。
 - 三 債務者に関係する書類を隠匿し、破棄し、偽造し、又は、かかる書類に虚偽事項を記載する。
 - 四 詐欺により、債務者に債権を請求する。

- 五 割賦購入した債務者財産，支払が終わっていない債務者財産，又は，担保目的物で他の者に引き渡され，担保の条件として，再担保に入れること若しくは担保財産を譲渡することが禁止されている担保目的物である債務者財産を売却し，又は担保に供する。
 - 六 倒産審理手続において何らかの行為をすること又はしないことの約束につき，金銭，資産，賠償又は同様なあらゆる優先的地位若しくは利益を提供し，提案し，受領し，又は受領しようと試みる。
 - 七 財産若しくは債務者若しくはその債務に関するその他の情報の調査及び返還に関して倒産管理人への協力を拒否し，又は，倒産管理人に虚偽情報を提供する。
 - 八 倒産管理人から直接的又は間接的に，債務者資産の所有権を取得する。
 - 九 キルギス共和国法令の定める手続に従い，倒産審理手続に付されなければならない債務者，又は，活動を終結した債務者の名称又は商標を営利目的で利用する。
 - 十 意図的に債務者を支払無能とし，支払無能を悪化させ，又は個人的利益若しくは第三者の利益のために債務者に損害を与える。
 - 十一 倒産管理人の職務遂行を妨害する。
 - 十二 倒産管理人による法的要求を履行しない。
 - 十三 裁判所又は倒産管理人に対し，債務者の財産が誰に，いつ，どのような形で引き渡されたかという情報を隠匿する。
 - 十四 債務者が，裁判所又は倒産管理人に対し，債務者が行った本法第 67 条の定める法律行為に関する情報を隠匿する。
 - 十五 故意倒産又は虚偽倒産の概念に含まれる行為をする。
 - 十六 他の債権者を害して，違法に債権の優先的満足を受ける場合，債権者が債務者から財産又は金銭を受け取る。
 - 十七 キルギス共和国法令に違反する。
- 2 本条の定める違法な行為を行った者は，キルギス共和国の刑事法令，行政法令及び民事法令に従い，責任を負う。
 - 3 本法第 21 条第 8 項³の列挙する者が，キルギス共和国法令により与えられた権限を行使する場合，本条は，これらの者には適用されない。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号，2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正)

第 19 条 虚偽倒産及び故意倒産

- 1 法人又は個人事業者が，債務の支払猶予，分割弁済化若しくは減額を受けるために又は債務を弁済しないために，債権者を錯誤に陥れることを目的として，債権を全額弁済できる可能性があるにもかかわらず，明らかに虚偽で倒産審理手続を提起し，倒産者と認定（宣言）された場合（虚偽倒産），債権者は，債務者に対し損害賠償を請求することができ，法定手続に従い，有責者にその他の責任を追及することができる。
- 2 債務者の代表者（債務者の社員又は個人事業者）による，個人的利益又は他の者の利益のために，債務者を支払無能に至らしめたという行為（不作為）又は支払無能を悪化させたという行為（不作為）により，倒産が引き起こされた場合（故意倒産），債権者は，有責者に対し損害賠償を請求することができ，また，法定手続に従いその他の責任を追及することができる。

第 20 条 決定の無効

³ 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

債権者集会，債権者委員会，一時管理人，保全人，外部管財人，特別管理人，及び，債務者又はその社員は，キルギス共和国法令に抵触する決定又は債権者の権利を害する決定をとることができず，かかる決定は無効とみなされる。

決定の無効の事実は，裁判所が，本法第 27 条の 31 の定める手続に従い，確定する。
(1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号，2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正)

第 21 条 倒産審理手続の提起又は開始のおそれがある場合の債務者資産の処分

- 1 本条の規定は，以下のいずれかの状況が発生した場合に適用される。
 - 一 債務者の社員又は代表者が，何らかの方法で，債務者のいずれかの債権者に，債務者が債務を支払うことができないことを知らせた（債務者の支払無能）。
 - 二 債務者又は債権者が倒産審理手続の提起についての債権者集会を招集する第一回公告が，新聞にされた。
 - 三 裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理した。
 - 四 本法に従い，倒産審理手続が開始した。
 - 五 社員が，又は，設立文書若しくは法人財産参加者の決議により授權されている機関が，債務者の倒産審理手続に，支払能力のある法人の清算を申し立てる決定をした。
- 2 本条第 1 項の定めるいずれかの状況が発生した場合，債務者の社員は，債務者の定款資本に出資した自己の出資分，若しくは，債務者の財産の自己の持分（現金又は現物）の返還を求める権利を有せず，及び（又は），その他の方法によりこれらの出資分（持分）を取る権利を有しない。
- 3 本条第 1 項の定めるいずれかの状況が発生した場合，債権者又は国家機関を含めて，いかなる者も（下記の者・機関は除く。） ，債務者のいかなる財産も奪取し，差し押さえ，没収し，又は占有することは，銀行口座の監督も含めて，できず，債務者の社員若しくは代表者，又は，個人事業者は，以下の者の同意なく，債務者の資産を処分することができず，任意に債務を履行する（自己が債務を引き受ける。）ことはできない。
 - 一 裁判所
 - 二 倒産管理人
 - 三 債権者集会（倒産管理人が任命されていない場合）
- 4 裁判所又は倒産管理人が禁止していない場合，債務者は，本条第 3 項の定める者の同意なく，以下の支払を行うことができる。
 - 一 職務規定に定められる額に従った，被雇用者への毎月の労働賃金（債務者の社員でもある被雇用者は除く。）。
 - 二 債務者の生産活動に必要な日常費用（ガス，電話，公共サービス，電気，すでに発注してある生産に利用する物品の納入）。ただし，本条第 1 項の定めるいずれの時点より前に発生した費用の支払は除く。

本項の適用に必要な規則は，キルギス共和国政府の制定した，倒産に関するその他の規範的法的文書が定める。

- 5 債務者が本条に従わずに処分した債務者の資産は，倒産管理人により悪意の第三者から返還されなければならない。

債務者の資産を，違法に奪取し，差し押さえ，没収し，若しくは占有した債権者又はその他の者（機関）は，裁判所，倒産管理人，又は債務者の請求に基づき，資産又は資産に対する監督権限を，債務者に返還しなければならない。この場合，資産の返還を請求する者・機関は，当該債権者又は他の者・機関が悪意で行ったことを証明する必要はない。

悪意の債権者及び悪意の者・機関は、資産を返還し、又は、倒産管理人にその価値を支払わなければならない。

- 6 第三者が、合理的な価格（市場価格）で資産を取得し、本条第1項の定める状況が発生していたことを知らなかったことを証明する場合、裁判所は、第三者に資産（又はその価値）を返還する判決を出す。
- 7 本条第1項の定めるいずれかの状況が発生した後に、違法に債務者の資産を処分し、奪取し、差し押さえ、又は没収した者は、債権者に対し損害を賠償しなければならない、さらに、本法第18条に従い、責任を負う。
- 8 債務者の資産は、分割払で売却すること、及び、割賦払で換価することはできない。
- 9 本条の規定は、以下には適用されない。
 - 一 担保権が法的効力を有し、キルギス共和国民法第102条及び本法第76条の要件を考慮し、本法第1項の言及するいずれかの前に設定された場合、担保権者が担保物に対し実行する権利
 - 二 財産参加者の権利、又は、社員が債務者への財産譲渡権限を（占有又は利用のために引き渡す合意に基づいて）提供したその他の者の権利。合意の定める状況が発生した場合、社員又は当該財産に権利を有するその他の者は、債務者に対し、当該財産を引き渡すよう請求できる。
- 10 本条の規定は、債務者を倒産者と認定しない裁判所の本案決定が発効した後から、債権者集会在債務者に対し裁判外手続による倒産審理手続を開始しない決議を採択した時から、又は、キルギス共和国国立銀行が銀行に対し倒産審理手続を開始しない決定を出した時から、適用されない。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正）

第22条 債務者の倒産認定（倒産宣言）の効果

- 1 裁判手続又は裁判外手続において、債務者を倒産者と認定する本案決定（倒産者と宣言する決議）が出された時から、以下の効果が発生する。
 - 一 債務者の全支払債務の履行期は、それまでに到来していなければ、到来したものとみなされる。
 - 二 債務者の全ての支払債務につき、違約罰（違約金、遅延利息）及び利息の加算が終了する。
 - 三 倒産審理手続開始時までに加算された違約罰（違約金、遅延利息）及び利息は、本法に従い、支払われなければならない。
 - 四 債務者の財務状況に関する情報は、銀行・その他の金融信用機関にある法人及び（又は）自然人の銀行口座及び銀行預金に関する情報を除き、秘密情報の範疇に属さなくなり、又は、商業秘密でもなくなる。
 - 五 債務者財産の譲渡、又は、第三者の利用のための債務者財産の引渡しに関する法律行為は、本法の定める手続に従ってのみ認められる。
 - 六 債務者の債務弁済にかかる判決及びその他の決定の執行、債務者資産への差押え、並びに、債務の強制履行に向けられた全ての行為は、終結する。
 - 七 財産的性質のある請求は全て、倒産審理手続の範囲に限り、債務者に請求することができる。
 - 八 担保権者は、倒産管理人に対し、自己の債権を請求し、本法に従い、債権の満足を受けることができる。

- 2 債務者が、債権者と一緒に決定をして、自己を倒産者と宣言した場合、債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、本条第1項の規定が適用される。
(1998年12月30日付け法律第160号,2002年6月17日付け法律第102号,同日付け法律第103号により改正)

第23条 法人及び個人事業者の登記、有価証券発行の国家登録を扱う国家機関並びに倒産事件を管轄する国家機関に対する通知

- 1 倒産管理人は、国家登記簿に相応の記載がされるようにするため、3日以内に、法人及び個人事業者の登記を扱う国家機関、有価証券発行の国家登録を行う国家機関並びに倒産事件を管轄する国家機関に対し、書面で通知をしなければならない。通知は、以下の場合、送付される。
- 一 債務者が倒産者と認定(宣言)され、倒産審理手続が開始した。実施される手続及び倒産管理人の情報を記載して通知する。
 - 二 倒産審理手続において実施されている手続が他の手続に変更された。
 - 三 倒産審理手続において実施されている手続が終了した。
 - 四 倒産審理手続が終了した。
- 2 倒産審理手続が終了した場合、国家登記簿における債務者の倒産の記載は失効する。
- 3 倒産審理手続が法人債務者の清算により終了した場合、当該債務者は、国家登記簿から削除され、活動は終了する。
- 4 裁判所が個人事業者を倒産者と認定した時から、個人事業者としての登記は失効する。
- 5 本条において列挙された、法人及び個人事業者の登記を扱う国家機関の行為は、倒産管理人からの相応の通知を受領した日から10日以内に行わなければならない。
(1998年12月30日付け法律第160号,2002年6月17日付け法律第102号,2005年8月10日付け法律第146号により改正)

第24条 債務者の支払能力の認定

- 1 本法の定める手続に従い、債権を全額弁済した債務者は、裁判所により、又は、(倒産審理手続が裁判外手続により実施されている場合は)倒産管理人により、支払能力があると認定される。法人債務者は、その財産参加者の同意により、事業を継続することができる。
- 2 本条第1項において言及される債権には、本法第10条第4項の定める場合を除き、債務者の社員の請求権は含まれない。

第25条 倒産審理手続終了後の書面の保管

倒産手続期間中に作成される書面は、倒産審理手続の終了後、保管のため、倒産事件を管轄する国家機関に送付される。債務者の活動において作成された書面、又は、その他の合法的な方法によりそのような書面とされたものは、権利承継者に引き渡される。権利承継者がいない場合、当該書面のうち、国家施設、国家組織、国家企業の活動において作成された書面、並びに、非国家所有形態の施設、組織、企業の書面であって学術的・歴史的価値を有するもの及び職員に関するものは、国家文書保管所に引き渡される。
(1998年12月30日付け法律第160号,2006年7月27日付け法律第132号により改正)

第26条 倒産審理手続の再開

本法第27条の2の定める者は、債務者の社員又は代表者が隠匿していた資産が判明した場合、倒産審理手続の終了後10年の間、裁判所に対し、倒産事件の再開を申し立てることができる。

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第1章の1 裁判所における倒産事件の審理

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第27条 裁判所による事件審理

- 1 倒産事件は、特殊手続事件である。
- 2 倒産事件は、本法に別段の定めがある場合を除き、本章の定める規定に従い、裁判所が審理する。
- 3 本章にその遂行方法が定められていない手続行為は、キルギス共和国民事訴訟法の定める規定に従い、行われる。
- 4 倒産事件を、第三者裁判所の審理に移送することはできない。

(2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第27条の1 倒産事件の管轄

- 1 倒産事件は、債務者の所在地(居住地)を管轄する裁判所が審理する。
- 2 所在地(居住地)が不明の債務者に対する申立ては、キルギス共和国国内における債務者の財産のある場所又は判明している最後の所在(生活)の場所を管轄する裁判所に出すことができる。

第27条の2 裁判所への申立権

- 1 裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる権利は、以下の者が有する。
 - 一 債務者
 - 二 一債権者又は複数債権者
 - 三 本法の定める場合、倒産事件を管轄する国家機関
 - 四 本法の定める場合、キルギス共和国国立銀行
 - 五 本法の定める場合、その他の者
- 2 本条第1項の定める者は、紛争を調整する裁判前手続(請求手続)を経ずに、裁判所に、債務者の倒産認定を申し立てる権利を有する。

第27条の3 倒産事件の参加者

- 1 以下の者は、倒産事件の参加者となる。
 - 一 申立人
 - 二 債務者
 - 三 一債権者又は複数債権者
 - 四 利害関係人(株主、社員、組合員)
- 2 倒産事件の参加者は、本法及びキルギス共和国民事訴訟法の定める訴訟手続上の権利を享受し、責任を負う。この際、申立人は、民事訴訟法の定める原告に関する権利を享受し、義務を負い、債務者は、被告に関する権利を享受し、義務を負う。
- 3 裁判所は、本案について決定を出すまで、他の債権者の申立てに基づき、その債権者を倒産事件の参加者として扱わなければならない。
- 4 倒産事件においては、キルギス共和国民事訴訟法の定める第三者(独立した請求を出す者又は出さない者)に関する規定、及び、不適切な当事者の交代に関する規定は、適用されない。

(2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第 27 条の 4 裁判手続の参加者

- 1 事件参加者に加え、倒産事件の裁判手続には、倒産管理人、専門家、通訳、及び証人が参加することができ、本法の定める場合は、その他の者も参加することができる。
- 2 倒産事件の裁判手続の参加者は、本法及びキルギス共和国民事訴訟法の定める訴訟手続上の権利を享受し、義務を負う。
- 3 倒産事件の審理において発生する問題で、専門知識を要求するものを解決するために、裁判所は、事件の参加者の申立てに基づき、又は、職権で、専門家による調査を指定することができる。
- 4 証人としては、裁判所による倒産事件の公正な処理に重要な情報及び事情を知っているあらゆる者を召喚することができ、債務者の社員、役員及び被雇用者、並びに地方自治体機関その他組織の代表者等を含む。

証人の召喚を申し立てる者は、いかなる事情が事件に重要なのかを記載しなければならず、証人を特定し、裁判所に証人の氏名及び居住地（就業地）を知らせることができる。
- 5 証人としては、以下の者を召喚し、かつ、以下について尋問することはできない。
 - 一 民事事件の代理人又は刑事事件の弁護人に、代理人又は弁護人としての職務遂行に係り知った事情について
 - 二 身体的又は精神的に障害があるために、事実を正確に理解できない者、又は、事実を正確に証言できない者

第 27 条の 5 倒産事件手続の開始事由

- 1 倒産事件手続は、本法第 27 条の 2 に従い申立権限を有する者による債務者の倒産認定の申立てに基づき、裁判所が開始する。
- 2 裁判所への申立ては、本法の要件に従い、出される。
- 3 申立人は、債務者の倒産認定を申し立てる際、キルギス共和国法令の定める手続に従い、同法の定める額の国家手数料を納める。

第 27 条の 6 債務者の申立て

- 1 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、設立文書により債務者の清算を決定する権限を与えられた機関の決定、又は、国家企業債務者の財産参加者により授権された機関の決定に基づき、裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。
- 2 債務者による申立ては、裁判所にタイプ打ち書面を提出して行う。申立書は、個人事業者である債務者、又は、法人債務者の代表者若しくは副代表者が署名する。
- 3 債務者による申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
 - 一 申立書を提出する裁判所の名称
 - 二 債務者の名称（氏名）及び郵便宛先
 - 三 担保権者を含む、債務者に判明している全債権者及びその債権額
 - 四 債務者を倒産者と認定し、倒産審理手続における手続（特別管理、再生支援、更生、活動保全（銀行について））を指定するよう求める請求
 - 五 債務者資産の概算価値に関する情報

六 債務者が倒産事件の公正な処理に必要と考えるその他の情報及び債務者の有する申立て⁴

七 添付書面一覧

4 債務者が自己の倒産認定を申し立てる際には、本法第9条の1の定める最低債務額の要件は適用されない。

5 債務者は、債権者に対し、申立書及び添付書面の写しを送付する必要はない。

第27条の7 債務者の申立書の添付書面

債務者による倒産認定の申立書には、以下の書面を添付する。

- 一 設立文書の写し
- 二 法人又は個人事業者としての国家登記証明書の写し
- 三 直近の決算日の貸借対照表又はそれに代わる書面
- 四 国家企業債務者の財産参加者又は法人債務者の社員の、裁判所への債務者による倒産認定の申立ての決議
- 五 債務の存在及び債務者が全額債権を弁済することができないことを証明する書面
- 六 所定手続に従い所定額の国家手数料及び郵便費用を納めたことを証明する書面

第27条の8 債権者による申立て

1 債権者による申立ては、タイプ打ち書面を提出して行う。法人債権者による申立書は、その代表者又は代理人が署名し、個人債権者による申立書は、個人本人又はその代理人が署名する。

2 申立書には、以下の事項が記載されなければならない。

- 一 申立書が提出される裁判所の名称
- 二 債務者の名称（氏名）及び郵便宛先
- 三 申立人の名称（氏名）及び郵便宛先
- 四 債務者に対する債権額並びに支払われるべき利息及び違約罰（違約金、遅延利息）の額
- 五 債権者に対する債務者の債務及びその弁済期
- 六 債務者を倒産者と認定し、倒産審理手続における手続（特別管理、再生支援、更生、活動保全（銀行について））を指定するよう求める請求
- 七 債権者が、倒産事件の公正な処理に必要と考えるその他の情報及び、債権者が有する申立て⁵
- 八 添付書面一覧

3 債権者は、債務者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。債務者の所在地（居住地）が不明である場合、申立書の写しは、キルギス共和国における、債務者の財産の所在地又は債権者に判明している最後の所在（生活）の場所に送付することができる。

4 キルギス共和国国立銀行及び倒産事件を管轄する国家機関による申立ては、キルギス共和国法令に別段の定めがある場合を除き、本法が債権者の申立てにつき定める要件に従い、裁判所に出される。

第27条の9 債権の合算

⁴ 「債務者の有する何らかの申立事項」のことを指すと思われる。

⁵ 「債権者の有する何らかの申立事項」のことを指すと思われる。

- 1 債権者による倒産認定の申立ては、複数種類の債権の総額に基づいて行うことができる。
- 2 債権者は、債務者に対する債権を合算し、一つの申立てとして、裁判所に申し立てることができる。当該申立書は、合算された債権の債権者が署名する。債権者は、他の債権者に、事件の実施を委託することができる。

第 27 条の 10 債権者の申立書の添付書面

- 1 債権者による倒産認定の申立書には、以下の事項を証明する書面を添付する。
 - 一 債権者に対する債務者の義務、債務の存在及び債務額を含む、債権の根拠の証拠
 - 二 債権者の申立ての根拠の証拠。以下がある場合は、以下を含む。：債務者に対する債権を審理した発効した裁判所又は第三者裁判所の判決、債務者が債権を認めた証拠、及び執行文書（執行正本、債務者による引落同意書、執行証書等）
 - 三 債権者の申立ての根拠となるその他の事情
 - 四 所定手続に従い所定額の国家手数料及び郵便費用を納めたこと
 - 五 債務者に対し申立書の写しを送付したこと（手交したこと）
 - 六 本法第 30 条に従い採択された、裁判手続による倒産審理手続の実施を裁判所に申し立てる債権者集会の決議（ある場合）
- 2 債権者の代理人が申立書に署名した場合、申立書には、署名権限を証明する委任状も添付する。
- 3 債権者が他の債権者に事件の実施を委託した場合、申立書には、委託者である全債権者が署名した事件実施の権限を証明する委任状を添付する。

第 27 条の 11 債務者の倒産認定の申立ての受理

- 1 裁判官は、単独で、債務者の倒産認定の申立てを受理するか否かを判断する。
- 2 裁判所は、本法の定める要件を満たす申立てを受理しなければならない。
- 3 申立ての受理については、裁判所は決定を出し、当該決定は、申立てが出された日から 5 日以内に、申立人及び債務者に送付される。
- 4 裁判官は、申立ての受理決定に、事件の裁判審理の準備活動、法廷における審理、その日程及び法廷実施場所を指定する。
- 5 申立てが受理された時から事件審理期日まで、負債の支払及び債務者資産の差押えに係る裁判上及びその他の行為は、全て中断される。本項は、本法第 21 条第 8 項⁶の定める者の権利には適用されない。
- 6 債務者の所有する財産の処分についての制限は、倒産審理手続の範囲に限り、課することができる。
- 7 申立受理決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 27 条の 12 債務者の倒産認定の申立ての受理の拒否

- 1 裁判所は、以下の場合、債務者の倒産認定の申立ての受理を拒否する。
 - 一 本法によれば、債務者を倒産者と認定できない。
 - 二 債務者が、以前、倒産者と認定され（裁判外手続において倒産者と宣言され）、債務者につき、倒産審理手続における手続が実施されている。

⁶ 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

- 三 債務者が清算され（個人事業者としての活動を終了し）、国家登記簿から削除されている。
 - 四 債務額が、本法第9条の1の定める最低債務額に達していない。
 - 五 申立人が、本法第27条の2により、裁判所への申立権限を有していない。
 - 六 同一当事者間において、同一目的物に対する、同一事由に基づく倒産事件に関し、本案決定が出され、発効している。
 - 七 同一の被告⁷につき倒産に関する申立てが既に裁判所に出されており、又は、受理されているが、まだ裁判所が審理していない。
- 2 裁判所は、申立ての受理を拒否する場合、理由付き決定を出し、当該決定は、申立てが裁判所に出された日から5日以内に、申立人及び債務者に送付される。申立ての受理を拒否する決定に対しては、不服を申し立てることができる。
 - 3 監督審において決定が取り消された場合、申立ては、当初、裁判所に申し立てられた日に出されたものとみなされる。

第27条の13 債務者の倒産認定の申立書の返却

- 1 裁判所は、以下の場合、倒産認定の申立書を返却する。
 - 一 本法第27条の6から第27条の10までに定める要件が満たされていない。
 - 二 申立てが当該裁判所の管轄に属していない。
 - 三 債権者が債務者に申立書の写しを送付した（手交した）証拠を提出していない。
 - 四 所定手続に従い所定額の国家手数料及びその他の裁判費用を納めたことを証明する書面が提出されていない。法律が、国家手数料の支払延期、分割払若しくは減額を定めている場合、そのような申立てがなく、又は、申立てが棄却された。
 - 五 申立人が、倒産認定申立ての受理決定が出される前に、申立書の返却を申し立てた。
- 2 本法により債務者に裁判所に申し立てる義務があり、本法第27条の7の定める書面が申立書に添付されていない場合、当該申立ては、裁判所により受理され、不足している書面は、倒産事件手続の準備手続において請求される。
- 3 申立書の返却については、裁判官は決定を出し、当該決定は、申立てが裁判所に出された日から5日以内に、申立人及び債務者に送付される。
- 4 監督審において決定が取り消された場合、申立ては、当初、裁判所に申し立てられた日に出されたものとみなされる。
- 5 申立書が返却されても、違反が解消された後に、再度、裁判所に対し同様の申立てを出すことを妨げない。

第27条の14 債権の実現を保全する措置

- 1 裁判所は、申立人の申立てに基づき、キルギス共和国民事訴訟法に従い、債権の実現を保全する措置をとらなければならない。
- 2 裁判所は、キルギス共和国民事訴訟法の定める措置に加え、以下の措置をとることができる。
 - 一 申立人の申立てに基づき、本案について決定が出されるまで債務者の資産を保全するため、一時管理人を任命する。
 - 二 負債の支払及び債務者資産への差押えに係る裁判上の行為及びその他の行為の全ての履行を中断する決定を出す（本法第21条第8項の定める者による行為は除く。）。

⁷ 「債務者」の意と思われる。

三 債務者の経営機関（個人事業者）に対し，裁判所又は一時管理人（任命されている場合）の同意なく，以下の行為を行うことを禁止する。財産の譲渡又は処分に関する法律行為，財産の賃貸又は財産への担保権設定，会社等の定款資本（共同出資金）への財産の現物出資，消費貸借による貸付・借入（信用の授受），第三者債務の保証，債権譲渡，債務引受に関する法律行為，債務者財産の委託管理に関する法律行為等

四 債務者の経営機関（個人事業者）に対し，裁判所又は一時管理人（任命されている場合）の同意なくして，以下の決定をとることを禁止する。債務者の組織変更（新設合併，吸収合併，分割，分離及び形態変更）及び清算，個人事業者としての活動の終結，法人設立又は他の法人への参加，支店又は駐在員事務所の開設，配当金の支払，債務者による債券及びその他の証券の発行，法人債務者の社員集団からの離脱（社員としての離脱），株主からの発行済株式の取得，連合会，連盟，持株会社，金融・生産集団及びその他の法人団体への参加等

五 債務者の財産の保全に向けられたその他の措置をとる。

3 債権の実現を保全する措置は，裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出すまで，又は，裁判所が債務者の倒産不認定の本案決定を出すまで，効力を有する。

4 裁判所は，倒産事件の参加者の申立てに基づき，本条第3項の定める状況が発生する前に，債権の実現を保全する措置を取り消すことができる。

第 27 条の 15 倒産認定の申立てに対する債務者の意見書

1 債務者は，裁判所に対し，債権者，倒産事件を管轄する国家機関，又はキルギス共和国国立銀行による申立てに対する意見書を，申立てに対する異議を証明する書面，及び，事件審理日までに意見書の写しが申立人に到達することが確実な時期に当該写しを申立人に送付したことの証拠を添付して，提出することができる。

2 意見書には，キルギス共和国民事訴訟法の定める情報に加え，以下が記載される。

一 申立人の債権に対する債務者の異議

二 債権者に対する債務者の債務の総額

三 銀行・その他の金融信用機関に預金されている資金を含めた財産，銀行・その他の金融信用機関の口座番号及びこれら機関の郵便宛先

四 債務者が，裁判所が申立ての受理決定を出す前に，申立人の債権を認めた場合，当該債権を弁済した証拠

五 債務者が倒産事件の公正な処理に必要であると考え他の情報，及び，債務者が有する申立て⁸

3 債務者の意見書が提出されなくとも，倒産事件審理は妨げられない。

第 27 条の 16 倒産事件の審理期間

倒産事件は，申立ての受理決定が出された日から1か月以内に，裁判所が審理しなければならない。例外的な場合，当該期間は，裁判所の理由付き決定により，1か月を超えない期間，延長することができる。

第 27 条の 17 本案決定を出す際に，裁判所が検討する事項

⁸ 「債務者の有する何らかの申立事項」のことを指すと思われる。

- 1 裁判所は、本案決定を出す際に、本法及びキルギス共和国民事訴訟法の定める事項を検討する。その他、裁判所は、事件に重要な以下の事項を確認しなければならない。
 - 一 申立人が本法第 27 条の 2 に従い倒産認定の申立権限を有している者か否か
 - 二 債務者が倒産審理手続に付される主体か否か
 - 三 倒産兆候を決定するための本法第 9 条の 1 及び第 11 条の定める債務額が満たされているか否か。
 - 四 債権者に対する債務者の債務がキルギス共和国法令又は当事者の契約の要件を満たしているか否か
 - 五 申立人の債権に根拠があるか否か
- 2 債務者が、債務の弁済をすることができる旨を、裁判所に対し申し立てた場合、裁判所は、債務者に対し、本法第 27 条の 26 の定める期間及び手続で、債務を弁済することができることを提案することができる。そうでない場合、債務者は、倒産者と認定されなければならない、倒産審理手続のいずれかの手続が指定されなければならない。

第 27 条の 18 債務者を倒産者と認定する事由

- 1 裁判所が債務者を倒産者と認定するには、本法第 9 条第 1 項及び第 2 項の定めるいずれかの事情が存在すれば十分である。
- 2 裁判所が本法第 27 条の 17 第 1 項の定める状況及び本条第 1 項の定める事由のいずれか一つを確認した場合、以下の事情は、債務者を倒産者と認定しない事由とはなり得ない。
 - 一 債務者に、将来、支払われるべき支払債務を弁済する可能性があること
 - 二 債務者にその資産には含まれていない相当量の金融蓄積があること、終了していない生産活動、過去の利益、知名度及び製品に需要があること、特定のインフラストラクチャーの原料があること、製品の潜在的買手がいること等

第 27 条の 19 裁判所の決定

- 1 裁判所は、倒産事件において、以下の場合、決定を出す。
 - 一 債務者の倒産認定の申立てを受理する。
 - 二 債務者の倒産認定の申立ての受理を拒否する。
 - 三 債務者の倒産認定の申立書を返却する。
 - 四 倒産事件手続を中断する。
 - 五 事件審理を延期する。
 - 六 審理をせずに申立てを置いておく。
 - 七 倒産審理手続の一手続を他の手続に変更する。
 - 八 事件手続を終結する。
 - 九 和議を承認する。
 - 十 和議の承認を拒否する。
 - 十一 債務者の倒産審理手続を終了する。
 - 十二 債権者集会が本法第 30 条の 1 の手続に従い採択した、裁判外手続における債務者の倒産宣言、特別管理手続及び特別管理人の任命の決議を承認する。
 - 十三 債権者集会が本法第 30 条の 1 の手続に従い採択した、裁判外手続における債務者の倒産宣言、特別管理手続及び特別管理人の任命の決議の承認を拒否する。
 - 十四 本法の定めるその他の場合
- 2 裁判所は、キルギス共和国の民事訴訟法の規則による個々の裁判として、決定を出す。

- 3 裁判所決定は、発令から 10 日経過後に、発効する。
 - 4 裁判所決定に対しては、当該決定の発令から 10 日以内に、第二審に不服を申し立てることができる。
 - 5 裁判所決定に対しては、当該決定の発効⁹から 15 日以内に、破棄審に不服を申し立てることができる。
 - 6 裁判所決定に対しては、第二審又は破棄審において決定が出されてから 1 か月以内に、監督審に不服を申し立てることができる¹⁰。
- (2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号, 2007 年 6 月 13 日付け法律第 88 号により改正)

第 27 条の 20 裁判所の本案決定

- 1 裁判所は、倒産事件において、以下の場合、本案決定を出す
 - 一 債務者を倒産者と認定し、倒産審理手続における手続を指定する。
 - 二 債務者を倒産者と認定することを拒否する
 - 2 倒産事件における裁判所の本案決定は、発令から 10 日経過後に、発効する。
 - 3 裁判所本案決定に対しては、所定手続に従い不服を申し立てることができる。
- (2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正)

第 27 条の 21 債務者の倒産認定・倒産審理手続における手続の指定の裁判所本案決定

- 1 債務者の倒産を認定し、倒産審理手続で適用される手続を指定する裁判所の本案決定は、本法第 9 条、第 9 条の 1、第 27 条の 17、及び、第 27 条の 18 第 1 項の定める倒産兆候が債務者に確認された場合に出される。
- 2 裁判所の本案決定には、以下の記載が含まなければならない。
 - 一 債務者の倒産認定
 - 二 裁判審理手続で適用される手続の指定
- 3 個人事業者債務者の倒産認定の本案決定には、個人事業者としての債務者の登記が失効することが記載されなければならない。
- 4 特別な許可又はライセンスに基づき活動する債務者の倒産認定の裁判所本案決定には、特別な許可又はライセンスが取り消される(一時停止する)ことが記載されなければならない。
- 5 裁判所の本案決定は、発令から 5 日以内に、倒産事件の参加者及び倒産事件を管轄する国家機関(銀行の倒産の場合はキルギス共和国国立銀行)に、配達証明郵便により、又は、受領書と引換えて、送付される。
- 6 倒産事件を管轄する国家機関又は(銀行の倒産の場合は)キルギス共和国国立銀行は、裁判所の本案決定を受領してから 5 日以内に、かつ、本案決定が発効するまでに、倒産管理人を任命しなければならない。倒産事件を管轄する国家機関又はキルギス共和国国立銀行(銀行の倒産の場合)の倒産管理人を任命する決定に対しては、決定が出されてから 10 日以内に、裁判所に不服を申し立てることができる。不服は、倒産審理手続の範囲で、裁判所が審理する。
- 7 倒産管理人候補者は、倒産事件に関する国家機関(銀行の倒産の場合は、キルギス共和国国立銀行)、あらゆる債権者(複数債権者)又は債務者が推薦することができる。

⁹ 本法第 27 条の 32 第 3 項との関係が不明

¹⁰ キルギス共和国民事訴訟法(監督審は発効した司法判断に対する不服を審理する。)及び本法第 27 条の 33 との関係が不明

- 8 本法の定める要件を満たす者は誰でも、倒産事件を管轄する国家機関（銀行の倒産の場合はキルギス共和国国立銀行）に対し、独自に、倒産管理人の任命のため、候補者を推薦することができる。
- 9 倒産管理人候補者は、本法第 8 条の定める要件を満たしていなければならない。
- 10 倒産管理人候補者が一人も推薦されなかった場合、倒産事件を管轄する国家機関（銀行の倒産の場合はキルギス共和国国立銀行）は、独自に、倒産管理人を認定する。
（2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 27 条の 22 債務者の倒産認定・倒産管理人任命の本案決定の公告

- 1 債務者の倒産認定の情報は、倒産管理人が、倒産認定の本案決定が発効してから 5 暦日以内に、債務者の財産の負担で、公告する。
倒産認定の本案決定が監督審において取り消された場合も、当該取消しは、同様の手続で、公告されなければならない。
- 2 倒産認定の裁判所本案決定の公告には、以下の記載が含まれなければならない。
 - 一 倒産者と認定された債務者の名称及びその他の詳細情報
 - 二 債務者の倒産事件が係属している裁判所の名称
 - 三 債務者を倒産者と認定し、倒産審理手続における手続を指定する本案決定が出された日
 - 四 本法の定める債権届出期間
 - 五 倒産管理人に関する情報
- 3 債務者の倒産認定の裁判所本案決定が監督手続において取り消されたことの公告には、以下の記載が含まれなければならない。
 - 一 倒産者と認定された債務者の名称及びその他の詳細情報
 - 二 債務者の倒産事件が係属している裁判所の名称
 - 三 債務者を倒産者と認定し、倒産審理手続における手続を指定する本案決定を取り消す決定が出された日

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 27 条の 23 債務者の倒産不認定の本案決定

- 1 債務者を倒産者と認定しない裁判所の本案決定は、本法第 9 条、第 9 条の 1、第 27 条の 17 及び第 27 条の 18 第 1 項の定める倒産兆候が認められなかった場合に、出される。
- 2 債務者を倒産者と認定しない裁判所の本案決定は、債務者の倒産認定の申立て及び（又は）一時管理人任命の効果が終結する事由となる。
- 3 債務者は、根拠なく債務者の倒産認定が申し立てられた結果生じた損害につき、申立人に対し、賠償を請求することができる。債務者への損害賠償については、債務者を倒産者と認定しない判断をした裁判法廷において、処理される。

第 27 条の 24 倒産審理手続終了の裁判所決定

- 1 以下の場合、倒産審理手続を終了する裁判所決定が出される。
 - 一 本法の定める手続に従い、裁判所の指定した倒産審理手続の手続が終了した。
 - 二 虚偽倒産の事実が確認された。
- 2 倒産審理手続が法人債務者の清算により終了した場合、倒産審理手続を完了する裁判所決定は、債務者を国家登記簿から削除する事由となる。

- 3 倒産審理手続の完了に際して法人債務者が支払能力があると認定された場合、倒産審理手続完了の裁判所決定は、法人活動を継続する事由となる（法人の社員が同意した場合）。
- 4 個人の個人事業者としての活動は、本法第 122 条に従い、継続される。
（2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 27 条の 25 倒産事件手続の中断

- 1 本法に別段の定めがある場合を除き、倒産事件手続の中断とは、裁判所の行う訴訟手続上の行為が不確定期間（事件審理を妨げる事情の期間による。）停止することを意味する。
- 2 裁判所は、以下の場合、倒産事件手続を中断する。
 - 一 憲法・民事・行政・刑事裁判手続で審理されている別の事件の判決が出るまで、又は、それらにおいて問題が解決されるまで、当該倒産事件を審理することができない。
 - 二 第三者裁判所若しくは外国裁判所で審理されている別の事件の判決が出るまで、又は、それらにおいて審理されている問題が解決されるまで、当該倒産事件を審理することができない。
 - 三 申立人及び債務者が、裁判所に対し、一緒に事件手続の中断を申し立てた。
 - 四 債務者が、倒産事件手続の開始後に、本法第 27 条の 26 の要件に従い、申立人の債権を全額弁済することに同意した。倒産事件手続の中断事由の当該一覧は限定列举であり、裁判所の裁量により中断事由を拡大することはできない。
- 3 倒産事件手続の中断について、裁判所は、理由付き決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 4 倒産事件手続が中断する場合、裁判所は、本案決定を出すまで、債務者の資産を保全するために、申立人の申立てに基づき、一時管理人を任命しなければならない。
（2007 年 6 月 13 日付け法律第 88 号により改正）

第 27 条の 26 裁判所が申立てを受理した後の債務者又は第三者による債権弁済

- 1 裁判所は、申立てが受理された後、債務者が申立人の債権全額を弁済することに同意した場合、倒産事件手続を中断することができる。倒産事件手続の中断については、裁判所は決定を出す。
- 2 債務者は、申立人の債権を満足させるため、本条第 1 項の定める裁判所決定が出されてから 10 日以内に、以下を行わなければならない。
 - 一 申立人の債権を全額満足させるに必要な資金を、裁判所の予納口座に入れる。
 - 二 申立人が本法第 27 条の 5 第 3 項の要件に従い納めた国家手数料を含めた裁判費用、及び、一時管理人（任命されている場合）の報酬を全て支払う。
 - 三 債務者が費用を負担して、申立人に支払う決定を出したという情報をマス・メディアで発表する。
 - 四 決算指標の 100 倍以上の額の債権を有する債権者全員に書面で通知する。本項の定める行為は、債務者の代わりに他の者が行うことができる。
- 3 申立人の債権の弁済は、本条第 2 項の定める最後の公告又は通知がされてから 10 日経過後、裁判所に予納されている金銭から支払うことにより、裁判所が行う。
- 4 裁判所は、以下の場合、倒産事件手続を再開する。
 - 一 債務者が、本条第 1 項及び第 2 項の定める条件を履行しなかった。

二 本条第3項の定める期間に、債務者のその他の債権者（複数債権者）が裁判所に異議を申し立てた。

倒産事件手続の再開について、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては不服を申し立てることはできない。

5 倒産事件手続が再開する場合、裁判所の口座に予納されている資金は、事件の本案が審理されるまで、当該口座に維持される。

6 裁判所が債務者の倒産不認定の本案決定を出した場合、資金は、債務者又は債務者の代わりに資金を提供した者に返還される。

7 裁判所が債務者を倒産者と認定し、倒産審理手続における何かの手続を指定する本案決定を出した場合、資金は、倒産審理手続費用及び債権者への支払に充てられる。

（2006年1月27日付け法律第30号により改正）

第27条の27 事件審理の延期

1 事件参加者及び（若しくは）裁判手続参加者が欠席したことによる場合も含めて、倒産事件を当該裁判法廷において審理できない場合、又は、更なる証拠が必要な場合、裁判所は、事件審理を延期することができる。

2 債務者又はその代理人が正当な理由なく裁判法廷に欠席した場合、事件審理の延期事由とはならない。

3 事件は、本法第27条の16の定める期間内で、延期される。事件審理の延期については、裁判所は決定を出し、当該決定には、新たな法廷の日時及び場所が記載される。裁判所決定は、配達証明郵便で事件参加者に送付され、又は、受領書と引換えに事件参加者の代理人に手交される。

4 事件審理の延期の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第27条の28 審理をせずに申立てを置いておく事由

1 裁判所は、以下の場合、倒産認定の申立てを審理せずに、置いておくことができる。

一 裁判所が、本法第27条の13第1項の定める事情を確認した。

二 申立人又はその代理人が、裁判法廷に現れず、かつ、同人の参加なしに事件を審理するよう申し立てなかった。

2 審理をせずに申立てを置いておくことについて、裁判所は決定を出す。法令の定める場合、裁判所の決定には、裁判費用の負担及び国家手数料の全部又は一部の支払についての決定を記載することができる。審理をせずに申立てを置いておく決定に対しては、不服を申し立てることができる。

3 申立人は、審理をせずに申立てを置いておく事由となっていた事情がなくなった後、一般手続に従い、新たに裁判所に申し立てることができる。

第27条の29 倒産事件手続の終結事由

1 裁判所は、以下の場合、本案に関する決定（判決）を出す前に倒産事件手続を終結する。

一 申立人が債務者でない場合、申立人が債務者の倒産認定の申立てを取り下げた。

二 債務者が債権を全額弁済した。

三 和議が締結され、裁判所が承認した。

四 裁判所が虚偽倒産の事実を確認した。

五 裁判所が本法第27条の12の定める事情を確認した。

六 個人事業者である債務者が死亡し、又は、行為能力を喪失した。

- 2 倒産事件手続の終結について、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 3 倒産事件手続が終結した場合、同一当事者が同一目的物で同一事由に基づいて、再度、裁判所に対し、倒産事件に関する申立てをすることは認められない。

第 27 条の 30 裁判費用及び倒産管理人報酬のための費用の負担

- 1 支払が延期されていた又は分割払とされていた国家手数料を含む裁判費用全て、及び、倒産管理人に対する報酬支払費用は、債務者財産が負担し、本法に従い、当該財産から支払われる。
- 2 裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出した場合、本法第 27 条の 5 第 3 項の要件に従い、申立人が納めた国家手数料は、全額、倒産審理手続費用として、最初に申立人に支払われる。
裁判所が、倒産事件の審理の際、債権者の債権額が倒産認定の申立書に記載された額より少ないと認める場合、国家手数料は、裁判所が認めた額を基に部分的に支払われる。
- 3 裁判所が、債務者に倒産事件開始時点で倒産兆候がないことから、債務者の倒産不認定の本案決定を出した場合、本条第 1 項の定める費用は、裁判所に申し立てた申立人が負担し、債権額に応じ、申立人間で負担する。
- 4 裁判費用及び倒産管理人報酬の費用の負担方法は、倒産事件を審理した結果出される、裁判所の本案決定又は決定に記載される。

第 27 条の 31 申立て及び不服の審理

- 1 倒産管理人と債権者との間で発生した紛争に関するものも含めた倒産管理人からの申立て・不服、並びに、債務者、債権者、倒産事件を管轄する国家機関、キルギス共和国国立銀行及びその他の者からの権利及び利益の侵害に関する申立て・不服（倒産管理人、債務者（債務者の社員）、倒産事件を管轄する国家機関、キルギス共和国国立銀行による債権者委員会（債権者委員会）の決議の無効認定を求める申立てを含む。）が、本法に従い、倒産審理手続中に出された場合、これらの申立て・不服は、提出された日から 10 日以内に、裁判所が審理する。
- 2 裁判所は、上記申立て・不服の審理の結果に基づき、決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 27 条の 32 第二審及び破棄審における手続

- 1 倒産事件に関する第二審及び破棄審における裁判手続は、本条の特則を勘案し、キルギス共和国民事訴訟法に従い実施される。
- 2 第二審への不服は、本案決定又は決定が出されたから 10 日以内に、当該司法判断を出した裁判所に対し、申し立てられる。
- 3 破棄審への不服は、本案決定又は決定が出されてから¹¹15 日以内に、当該司法判断を出した裁判所に対し、申し立てられる。
- 4 第二審又は破棄審に対する不服申立ての受理について、第二審又は破棄審の裁判官は、不服が申し立てられてから 3 日以内に、決定を出す。
- 5 第二審又は破棄審に対する不服申立ては、裁判所への申立てから 10 日以内に審理される。

¹¹ 本法第 27 条の 19 第 5 項との関係は不明。キルギス共和国民事訴訟法第 2 条によれば、破棄審は、発効した第一審判決への不服を審理し、同法第 337 条の 2 によれば、通常事件では、破棄審への不服申立ては、発効してから 3 か月以内に出すことができる。

(2007年6月13日付け法律第88号により改正)

第27条の33 監督審における裁判手続

- 1 倒産事件に関する監督審における裁判手続は、本条の特則を勘案し、キルギス共和国民事訴訟法に従い実施される
- 2 司法判断を監督審において見直すことを求める申立ては、当該司法判断が発効してから10日以内に、当該司法判断を出した裁判所を通して、最高裁判所に提出する。
- 3 司法判断を監督審において見直すことを求める申立ての受理については、キルギス共和国最高裁判所は、当該申立てが監督審に出されてから5日以内に、決定を出す。
- 4 司法判断を監督審において見直すことを求める申立ては、当該申立てが事件とともにキルギス共和国最高裁判所に出された日から1か月以内に審理される。例外的な場合、上記審理期間を延長することができるが、延長期間は、1か月を超えることはできない。
- 5 キルギス共和国最高裁判所は、債務者を倒産者と認定する第一審本案決定・第二審本案決定を監督審において見直すことを申し立てた者の申立てに基づき、特別管理人に対し、債務者の財産の処分行為を禁止することができる。

(2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第2章 特別管理

第1節 総則

第27条の34 特別管理手続の開始

- 1 特別管理手続は、倒産事件を管轄する国家機関、(裁判外手続の場合は)債権者集会、又は、(銀行倒産の場合は)キルギス共和国国立銀行が特別管理人を任命した後に開始したものとみなされる。
- 2 特別管理手続の開始により、本法第22条の定める効果が発生する。

(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第2節 裁判所の関与しない特別管理

第28条 裁判外手続による特別管理手続の提起

- 1 裁判外手続による特別管理手続は、債務者又は債権者が、本法の要件に従い、提起することができる。
- 2 裁判外手続による特別管理手続が債務者により提起される場合、最低債務額の規定は適用されない。

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第29条 裁判所の関与しない特別管理の実施条件

債務者に対し裁判所の関与しない特別管理を実施するには、以下の条件が満たされなければならない。

- 一 手続提起は、債務者の発起人が法令又は設立文書の定める手続に従い決定し、又は、債権者が債務者に対し任意に特別管理手続を開始することを提言する書面を渡してから7暦日経過後に決定する。

銀行については、更に、キルギス共和国国立銀行の同意が要求される。

- 二 特別管理手続の提起は、共和国新聞、及び、債務者の主要事業所在地に最も近い州の新聞（地方新聞）において、各紙に2回以上、10暦日以上掲載間隔を以て公告されなければならない。
 - 三 債務者に対する特別管理手続提起の通知は、判明している債権者で決済指標の100倍以上の額の債権を有する全債権者に対し、配達証明郵便で送付し、又は、受領書と引換えて手交される。
 - 四 債権者集会は、本条第2号及び第3号の定める最後の公告及び最後の通知から14暦日以降に、当該公告及び通知に定められた場所及び日時で開催されなければならない。
 - 五 債権者集会においては、債務者の同意の下、債務者の倒産宣言及び裁判外手続による特別管理手続の開始を決議し、本法の要件に従い特別管理人を任命しなければならない。
- （1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、2006年1月27日付け法律第30号により改正）

第30条 債権者集会の決議

- 1 通常の債権者集会においては、以下を決議することができる。
 - 一 債務者を倒産者と宣言し、債務者に対し裁判外手続による特別管理手続を実施する。
 - 二 裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立て、債務者に対し裁判手続による特別管理手続を実施する。
 - 三 債務者の倒産宣言及び債務者に対する裁判外手続による特別管理手続の実施を否決する（この場合、債務者は、裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てることができる。）。
 - 四 決議採択を次回集会に延期する。次回集会の日時及び場所は、当該集会において定められなければならない。
 - 2 債権者集会の決議は、債権者に対し、決議日から3日以内に、配達証明郵便で送付され、又は受領書と引換えて手交される。当該期間は、債権者数が50を超える場合、債権者集会により、長く設定することができる。

債権者及び債務者は、債権者集会決議に同意しない場合、当該決議を受領してから7暦日以内に、裁判所に対し、当該決議について不服を申し立てる権利を有する。
- （1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第30条の1 債務者が招集した債権者集会に債権者が欠席した場合の欠席の効果

- 1 債務者が裁判外手続による特別管理に関する決議をするために適切な方法により招集した債権者集会に債権者の誰も出席しなかった場合、以下の効果が発生する。
 - 一 債務者は倒産者と宣言され、当該債務者につき裁判外手続による倒産審理手続が開始し、本法第22条の定める効果が発生するものとみなされる。
 - 二 債務者が推薦した者が、特別管理人に任命されたものとみなされる。
- 2 特別管理人は、本法の定める任務を遂行する。その他に、特別管理人は、債権者集会開催日に指定された日から10日以内に、裁判所に対し、自身を特別管理人として承認するよう裁判所に申し立てなければならない。
- 3 申立ては、債務者の所在地を管轄する裁判所に、タイプ打ちの書面において出される。申立書は、特別管理人が署名する。申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
 - 一 申立書が提出される裁判所の名称
 - 二 債務者の名称及び郵便宛先
 - 三 担保権者を含む、債務者に判明している全債権者及び債権額

- 四 債務者を倒産者と認定することの請求，債務者が特別管理人として推薦する者の承認の請求，裁判外手続による特別管理手続の指定の請求
 - 五 債務者資産の概算価値に関する情報
 - 六 特別管理人の有する申立て¹²
 - 七 添付書面の一覧
- 4 特別管理人による申立てには，本法第 9 条の 1 の定める最低債務額の要件は適用されない。
 - 5 申立て及び添付書面の写しを，債権者に送付する必要はない。
 - 6 申立書には，以下の書面を添付する。
 - 一 設立文書の写し
 - 二 法人としての国家登記証明書の写し
 - 三 最新の決算日における貸借対照表，又は，その代わりとなる書面
 - 四 裁判外手続による特別管理手続を提起することの債務者社員の決議の写し
 - 五 債権者集会に債権者が誰も出席しなかったことを記した，債権者集会の議事録の写し
 - 六 特別管理人の資格の証明書面，及び，特別管理人が本法第 8 条の定める要件を満たしていることの証明書面
 - 七 債権者集会が債務者により適切に招集されたことを証明する書面
 - 八 債務者に債務があり，債務者が全額弁済することができないことを証明する書面
 - 九 債務者が裁判所に倒産認定を申し立てる際に納めなければならない国家手数料及び郵便費用を納めたことを証明する書面
 - 7 裁判所は，申立てを受領してから 14 日以内に，本案決定を出さなければならない。債権者（複数債権者）は，当該期間，裁判所に対し，特別管理人の活動につき不服を申し立てることができる。
 - 8 裁判所は，以下を行うことができる。
 - 一 債権者からの理由のある異議がなく，本法の要件が全て満たされている場合，本条に従い採択された債務者を倒産者と宣言する債権者集会の決議及び裁判外手続による特別管理手続を承認する。
 - 二 本法第 27 条の 23 第 1 項の定める事情がある場合，本条に従い採択された債務者を倒産者と宣言し，裁判外手続における特別管理手続を指定し，特別管理人を任命する債権者集会の決議の承認を拒否する。任命された特別管理人が本法の定める要件を満たさない場合，裁判所は，倒産事件を管轄する国家機関が推薦する倒産管理人候補者を承認することができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号，2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 31 条 特別管理人任命の効果

- 1 特別管理人が任命された時から，本法第 22 条の定める効果が発生する。
- 2 債権者集会により特別管理人が任命されても，本法第 21 条第 8 項¹³の定める者の権利には何ら影響はない。担保権者は，キルギス共和国法令の定める手続に従い，担保目的物を処分できる。

¹² 「特別管理人の有する何らかの申立事項」のことを指すと思われる。

¹³ 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

3 特別管理人は、債権者集会が任命の決議をしてから、又は、本法第 30 条の 1 に従い出された裁判所の本案決定が発効してから 3 暦日以内に、共和国新聞又は債務者の主要事業地における州新聞（若しくは地方新聞）に、自己の任命を公告しなければならない。

公告には、以下の事項も記載されなければならない。

- 一 倒産認定された債務者の名称及びその他の詳細情報
- 二 債権者集会が、債務者の倒産を認定し、特別管理手続を開始する決議を採択した日
- 三 債権者が債権を届け出る必要があること
- 四 特別管理人に関する情報

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 3 節 裁判所の関与する特別管理（第 32 条から第 50 条）

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により削除）

第 4 節 清算

第 51 条 総則

- 1 清算は、特別管理手続の一方式であり、債権を優先順位に従い弁済するために、清算財団に含まれる法人債務者の全資産が没収され、譲渡される。
- 2 清算は、特別に任命された者 - 特別管理人（清算人）が実施する。この際、特別管理人（清算人）は、本法及びその他の法的文書の定める権利を享受し、義務を負う。
- 3 清算の終了後、債務者の活動は終結し、本法の定める要件に従い、法人国家登記簿に債務者の清算が記載される。債務者の清算により、権利承継は起きない。
- 4 特別管理における清算のどの段階でも、所定手続に従い、本法の定める手続に移行することができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 52 条 清算の実施期間

債務者の清算の期間は、12 か月を超えることはできない。当該期間は、必要がある場合、特別管理人の申立てに基づき、裁判所、（債務者がキルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関である場合は）キルギス共和国国立銀行、又は（裁判外手続の場合は）債権者集会が延長することができる。清算期間の延長について、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号により改正）

第 53 条 債務者の清算における特別管理人の権限

- 1 特別管理人が任命された時から、債務者の財産管理及び経済活動に関する全ての権限は、債務者の社員及び経営機関から特別管理人に移譲する。
- 2 債務者の経営機関は、特別管理人が任命された時から、特別管理人に、債務者の会計書類、保管書面及びその他の書面、印鑑、スタンプ、財貨並びにその他の貴重品を引き渡さなければならない。債務者の経営機関（代表者）は、このような引渡しを拒否する場合、キルギス共和国法令に従い、責任を負う。
- 3 清算の際、特別管理人は、本法の定める権利を享受し、義務を負い、以下の事項も行う。
 - 一 債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成し、財産を評価し、財産保全の措置をとる。

- 二 債務者の財務状況を分析する。
- 三 債務者の被雇用者に対し、キルギス共和国労働法令に従い、来るべき解雇を通知する。
- 四 所定手続に従い、債務者に対し届け出られた債権につき異議を申し立てる。
- 五 本法に反しないその他の措置をとる。

(1998年12月30日付け法律第160号、2006年7月27日付け法律第132号により改正)

第54条 債務者の口座

- 1 債務者の清算の際、特別管理人は、銀行又はその他の金融機関において、ソム口座は一口座及び外貨口座は一口座（必要であれば）しか利用してはならない（基本口座）。清算が開始した時点で判明している銀行及び金融機関のその他の口座、また、清算の過程で判明したものは、判明した都度、特別管理人が閉鎖しなくてはならない。このような口座の残高は、債務者の基本口座に振り替えられなければならない。
- 2 清算手続の実施の結果、入金された資金は、基本口座に預金される。当該基本口座から、倒産審理手続にかかる費用も支払われる。
- 3 特別管理人は、裁判所、倒産事件を管轄する国家機関又は債権者集会（債権者委員会）の要請があれば、要請した機関に対し債務者の資金運用に関する報告書を提出するが、1か月に一度以上提出する必要はない。

(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第5節 再編

第55条 債務者の再編

- 1 再編は、特別管理手続の一方式であり、債権者の利益のために売却することを目的として、債務者の資産を基に、法人を一家又は複数社設立する。
- 2 特別管理人は、法人である債務者の再編が合理的であると考えられる場合、法人を一家又は複数社設立することにより、再編を行うことができる。この際、特別管理人は、裁量で、定款資本への出資として、債務者の資産を提供する。新たに設立された法人は、その後売却されなければならない。売却代金は債権の弁済に充てられる。

銀行・その他の金融信用機関である債務者の再編においては、特別管理人は、裁量で、新たな法人に対し、キルギス共和国政府及びキルギス共和国国立銀行の文書の定める手続により引き渡す必要があると考える債務者の資産及び負債を引き渡す。

- 3 再編のために設立された新しい法人は、キルギス共和国法令が営利団体に認めるあらゆる組織的・法的形態をとることができる。新しい法人の設立及び登記の際、特別管理人は発起人となる。新しい法人の設立文書には、この点が記載されなければならない。
- 4 新しい法人は、特別管理人が債務者から新しい法人に引き渡したものを除き、債務者の負債（国家予算・予算外基金に対する義務的支払金を含む。）及び資産についての権利承継者ではない。特別管理人が新しい法人に引き渡さなかった負債及び資産は、債務者に残る。

国権機関、地方自治機関及び司法機関は、債務者の負債の弁済のために、資金を含む資産を新しい法人から没収することはできない。

- 5 特別管理人は、新しい法人全体を財産複合体として売却し、又は、設立された新しい法人の株式若しくは資本持分を売却し、その売却代金を債権者に配当することができる。
- 6 新たな法人の設立及び登記に関する特別管理人の理由ある費用は、全て、倒産審理手続費用である。

- 7 債務者の債務者(第三債務者)は、新たに設立された法人の債務者となる。債務の引受けに、債権者の同意は要求されない。
- 8 銀行の再編を行う際、債務者の資産は、定款資本として引き渡すことはできない。銀行の再編の特則は、キルギス共和国国立銀行が定める。
- (1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第6節 特別管理手続の終了

第55条の1 特別管理手続の終了

- 1 特別管理人は、以下の場合、特別管理を終了する決定をすることができる。
- 一 特別管理人が、回収し得る又は特別管理手続の期間内で受け取り得ると考える債務者資産を全て回収した(受け取るべき支払を受けた。)
 - 二 特別管理人が特別管理手続期間において合理的な価値で換価し得る資産全てを換価したという結論に達した(つまり、売却代金が、少なくとも売却費用を超えた。)
 - 三 本法の要件に従い合理的な価格で換価できなかった資産全てを処理した。
 - 四 本法第21条第8項¹⁴の列挙する者が権利を有する資産を、当該者の所有に引き渡した。
 - 五 債務者が特別管理手続終了後に受けることができるであろう債務者の資産、及び、特別管理人が知らなかった資産の全てに対する権利を、債権譲渡により、倒産事件を管轄する国家機関に引き渡した。債権譲渡は、民事法令の要件に従い、実施される。
 - 六 倒産審理手続において回収した資金及び資産の換価代金から、本法の要件に従い、倒産審理手続の全費用を支払った。
 - 七 倒産審理手続において回収した資金及び資産の換価代金から、本法の要件に従い、債権を支払った。
 - 八 本法の要件に従い、報告書を作成し、裁判所、倒産事件を管轄する国家機関又は債権者集会に提出した。
 - 九 キルギス共和国法「キルギス共和国国家文書保管基金について」に従い、保管されるべき文書を引き渡す手配をした。
 - 十 本法及び倒産に関するその他の規範的法的文書のその他の要件を履行した。
- 2 債務者の資産が、契約に基づき、第三者の下にあり、特別管理人が所定手続に従い換価できない場合(第三者に賃貸しており、当該賃貸の期間が特別管理手続の終了後に満了する資産を含む。)、特別管理人は、当該資産を、合理的な市場価格で、当該第三者に売却することができる。
- 3 特別管理人は、所定手続に従い合理的な市場価格で債務者の資産を換価できなかった場合、以下の順位に従い、当該資産を契約価格により売却することができる。
- 一 債権の弁済としてあらゆる債権者
 - 二 本条第2項の定めるその他の者
- 4 特別管理人は、本条第3項の定める手続に従い契約価格で債務者の資産を換価できなかった場合、当該資産を無償で地域の国家行政機関に譲渡することができ、当該機関が拒否した場合は、倒産事件を管轄する国家機関に譲渡することができる。
- 5 特別管理人が、定められた期間内に、合理的な市場価格で債務者の資産を換価することができず、又は、資産を本条第2項から第4項までに定める者に売却する(引き渡す)ことができなかった場合、当該資産は、非経済的とみなされ、特別管理人は、当該資産を民法に従い処分

¹⁴ 原文ママ。「第21条第9項」と思われる。

しなければならない。非経済的な動産は、特別管理人が破棄し、又は、その他の方法により放置することができる。

- 6 本条第2項から第4項までに従い債務者資産を引き受けた者は、債務者が資産に対し有していた権利と同様の権利を引き受ける。
- 7 住民に危険を及ぼす可能性のある資産を本条第2項から第4項までに定める手続に従い引き渡すことができない場合、特別管理人は、当該資産を非常事態を管轄する国家機関の管理に移し、又は、本法第71条第3項の規定に従った措置をとることができる。
- 8 債務者が、将来、第三者から資産を受け取らなければならない（契約による履行期間が特別管理手続終了後に到来する場合）、この点を特別管理人が知っていた場合、特別管理人は、本法の定める手続に従い、当該資産に対する権利を売却しなければならない。
- 9 特別管理手続の終了後、特別管理人が把握していない資産に対する権利は、債権譲渡契約により、倒産事件を管轄する国家機関に引き渡される。
- 10 本条第9項に列挙される資産に関しては、倒産事件を管轄する国家機関が、当該資産を換価し本法の定める順位に従って資産を分配することについての特別管理人の権利を有し、義務を負う。

倒産事件を管轄する国家機関の費用を控除した資産は、所定手続に従い、特別管理人の報告書に記載されている債権者に分配され、倒産手続終了後に相応の申立て（請求）をした理由ある債権も、当該資産から弁済される。

倒産事件を管轄する国家機関は、資産を受けたこと、又は、当該資産の売却代金を分配する予定があることを公告する必要はなく、弁済を受けていない債権者を探し、債権者集会を招集する必要はない。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、2006年7月27日付け法律第132号により改正）

第56条 債務者の支払能力の認定

（1998年12月30日付け法律第160号により削除）

第57条 特別管理人の報告書

（1998年12月30日付け法律第160号により削除）

第58条 登記機関の行為

（1998年12月30日付け法律第160号により削除）

第59条 倒産審理手続終了後の書面の保管

（1998年12月30日付け法律第160号により削除）

第60条 特別管理手続の再開

（1998年12月30日付け法律第160号により削除）

第3章 一時管理人

第61条 一時管理人の役割

- 1 一時管理人の主要任務は、裁判所が倒産事件に関する本案決定を出すまでの間、債務者資産を保全し、債務者の財務状況を分析することである。

- 2 債務者は、一時管理人が任命された後、一時管理人の監督の下、活動を継続することができる。

第 62 条 一時管理人の任命

- 1 裁判外手続による倒産審理手続が開始した場合、第一回債権者集会までの期間、債権者の申立てに基づき、裁判所は、一時管理人を任命することができる。債権者は、タイプ打ちの書面により裁判所に申し立てる。法人である債権者の申立書は法人代表者又は代理人が署名をし、個人債権者の申立書は個人本人又は代理人が署名する。申立書には、以下の事項が記載されなければならない。

- 一 申立書が提出される裁判所の名称
- 二 債務者の名称（氏名）及び郵便宛先
- 三 申立人の名称（氏名）及び郵便宛先
- 四 一時管理人任命の請求

申立書には、以下を証明する書面を添付する。

- 一 所定手続に従い所定額の国家手数料を納めたこと
- 二 債務者につき裁判外手続による倒産審理手続を開始することにつき、本法第 29 条第 1 項に従い採択された債権者の決議（かかる債権者集会が開催され、決議が採択されていた場合）

- 2 債権者が債務者につき裁判外手続による倒産審理手続を開始する決議を採択した場合、債権者は、一時管理人を、特別管理人、外部管財人又は保全人に任命することができる。

債権者が裁判外手続による倒産審理手続を開始しない決議を採択した場合、一時管理人は、債権者集会から 7 暦日経過後、解任される。当該期間¹⁵、裁判手続による倒産審理手続の実施を裁判所に申し立てることができる。

- 3 裁判手続による倒産審理手続が開始した場合、申立人は、裁判所が倒産事件に関する最終本案決定を出すまで一時管理人を任命するよう裁判所に申し立てることにより、債権の実現の保全の措置をとることができる。

- 4 裁判所は、申立てを受理してから翌日中に、申立てを審理し、一時管理人を任命しなければならない。

債務者が裁判法廷に欠席した場合、裁判所は、債務者の意見を聞かずに、申立てに対する判断をすることができる。一時管理人の任命については、裁判所は決定を出す。

一時管理人の任命は、本法第 27 条の 16 の定める裁判所が倒産事件を審理する期間を延期する事由にはならない。

- 5 債務者の意見を聞かずに一時管理人が任命された場合、裁判所は、当該決定を出してから 7 暦日以内に、債務者の申立てを審理することができ、必要であれば、一時管理人を任命した判断を見直すこともできる。

- 6 裁判所（債権者集会）が債務者の倒産不認定の本案決定（倒産不宣言の決議）を出した場合、一時管理人の任命を申し立てた者（倒産事件を管轄する国家機関は除く。）は、一時管理人の全費用を支払い、債務者に、一時管理人の任命により発生した損害を賠償しなければならない。

裁判所（債権者集会）が債務者の倒産認定の本案決定（倒産宣言の決議）を出した場合、一時管理人の費用は、倒産審理手続の費用となる。

¹⁵ 「債権者集会から 7 暦日の間」のことを指すと思われる。

- 7 一時管理人の報酬は、倒産に関するその他の規範的法的文書に別段の定めがある場合を除き、キルギス共和国法令の定める最低賃金の20倍以上の額で、定められる。
- 8 一時管理人の報酬額は、裁判所が、債務者、債権者（複数債権者）又は倒産事件を管轄する国家機関（倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合）の根拠ある申立てに基づき、減額することができる。
(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第63条 一時管理人の権利及び義務

- 1 一時管理人は、裁判所に任命された時から、債務者の経営及び活動の監督に関する任務を遂行する。
債務者の全資産は、保全のため、裁判所が本案決定を出すまで、一時管理人が占有し、監督する。
この際、裁判所又は一時管理人は、裁判所が倒産事件についての本案決定を出すまでの間、一時的に代表者を解任し、債務者の経営及び活動の監督に関する社員の権限を終結する決定をすることができる。代表者には、解任されている期間、給与は支払われない。
- 2 債務者の代表者、被雇用者及び社員は、全員、一時管理人に協力しなければならない。一時管理人が債務者の建物や資産に入ったり、近づいたり、債務者の銀行口座や書面を利用することを含め、一時管理人の職務遂行を妨げてはならない。
一時管理人の任命は、債務者や一時管理人に対し義務を負う第三者の義務履行を終結させる事由とはならない。
- 3 一時管理人は、債務者の負担により、債務者の全体的な若しくは部分的な監査、財産目録の作成又は会計監査を行うことができる。
一時管理人は、債務者の代表者及び社員の全員に、前会計年度に当該地位にいた者を含め、一時管理人に対し、債務者の報告書及び情報を全て提出するよう、また、一時管理人にその他の協力をするよう、義務付けることができる。
一時管理人は、知り得る商業秘密及び機密情報を公開する権利を有せず、当該情報を債務者の利益にのみ利用しなければならない。一時管理人は、裁判所、倒産管理人（任命されている場合）、及び、キルギス共和国法令の定める場合はその他の者に、当該情報を提供しなければならない。
- 4 一時管理人は、必要がある場合、債務者の社員又は代表者が職場及び生産施設を含む債務者の敷地に入ることを制限することができる。
- 5 一時管理人の任務遂行を妨げる者は、裁判所に対して妨害を行ったものとみなされ、キルギス共和国法令に従い、責任を負う。
- 6 一時管理人が任命されても、債務者の義務の確定に向けられた裁判上の行為又はその他の行為は継続するが、強制的な手続により行うことはできない（担保権者の行為を除く。）。
- 7 一時管理人は、債務者の活動が資産の保全に必要であると考えられる場合又は客観的な理由から債務者の経済活動を終結することができない場合、債務者の活動を再開又は継続することができる。
- 8 一時管理人は、以下の権利を有する。
 - 一 社員、代表者、被雇用者及び債務者に関係するその他の者、並びに前会計年度において債務者に関係していた者を含め、これらの者から説明及び情報を受ける。
 - 二 債務者が権利を有する会計帳簿及び報告書（又は一時管理人が同意する場合はそれらの写し）の全てを、債務者又は債務者に関係する者に請求し、自己の管理下に置く。

9 一時管理人は、任命から 14 暦日以内に、裁判所に対し、債務者の財務状況報告書を提出しなければならない。一時管理人は、報告書作成のための情報が不足する場合、中間報告書を提出することができる。

裁判所は、倒産審理手続の開始の本案決定を出す際に、又は、一時管理人を罷免若しくは解任する際に、一時管理人の報告書を考慮しなければならない。

倒産審理手続が裁判所が関与せずに行われている場合、倒産管理人は、債権者集会に、債務者の財務状況報告書を提出する。

10 一時管理人のその他の権利及び義務は、裁判所が、任命の際に定めることができる。一時管理人は、必要がある場合、裁判所に対して、自己の権利及び義務について申し立てることができる。

(1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正)

第 64 条 一時管理人の権限の終了

裁判所が、一時管理人の任命後に、債務者を倒産者と認定しない本案決定を出し、倒産事件手続が終結した場合、裁判所は、一時管理人を解任する理由付き決定を出す。

裁判所が当該決定を出した時から、債務者の経営権限は、債務者の代表者及び社員に移譲する。

(2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正)

第 4 章 特別管理人

第 65 条 総則

1 特別管理が裁判所が関与して実施されるか裁判所の関与なく実施されるかにかかわらず、特別管理人は、同一の権利を有し、義務を負う。

2 特別管理人の職務遂行において問題や障害が発生した場合、裁判所は、特別管理手続を確保するため、本法及び本法に従い制定されたその他の文書の定める規定により、特別管理人に債務者若しくはその資産に対し具体的な行為を行うことを認め、又は、かかる行為を控えさせる決定を出すことができる（特別管理人が、裁判所外手続において、債権者又はキルギス共和国国立銀行により任命された場合を含む。）。

3 特別管理人の主要任務は、債権者の利益のために債務者の資産を譲渡し、被担保債権を満足し、倒産審理手続費用を支払った後、本法の定める順位に従い資産を分配することである。

4 特別管理人は、特別管理手続が適用される債務者の唯一の法定代理人である。

5 特別管理人が本法により与えられる権限に従い締結した契約から発生する義務は、債務者がその責任を負う。しかし、特別管理人は、以下の場合、当該義務について責任を負う。

一 特別管理人が、契約締結の際、債務者の特別管理人であることを告げずに、自己の名前で活動した。

二 特別管理人が、契約締結の際、書面で、自身が義務に関する責任を負うことを明らかにした。

(1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号により改正)

第 66 条 特別管理人の権利

特別管理人は、以下の権利を有する。

一 債権を最大限弁済するために、法令に従い債務者資産全てに関してあらゆる合法的な行為を行い、債務者の保有する債権を回収する措置をとり、法令の要件を遵守して、債務者財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。

- 特別管理人は、裁判所に債権回収の訴えを提起する際、所定の国家手数料を納めない。
- 二 利益を伴って譲渡(売却)することができない場合、債務者の債権に関する権利を含む、所有権及びあらゆる所有に係るその他の権利を、無償で引き渡し、また、放棄する。
- 三 本法に従い、再編又は更生の実施によることも含め、事業又は事業の一部の保全が合理的であることを決定する。
- 四 債権者の債権の根拠を調査し、債権に根拠がない場合、債権全額(又は根拠のない部分)を拒否する。
- 債権者は、裁判所に対し、拒否された債権を弁済するよう申し立て、又は、債権の弁済順位を決定するよう申し立てることができる。裁判所は、当該申し立てが出されてから1か月以内に、当該申し立てを審理する。
- 五 代表機関に代わり、債務者の活動を管理する。必要があれば、本法に別段の定めがある場合を除き、解雇について労働法令が定める保障を受ける者を含めた代表者又は債務者の被雇用者(従業員)を、雇用又は解雇する。
- 六 本法に従い、債務者の再編の合理性を審理し、決定をとり、再編を実施する。
- 七 債務者の財産複合体(全体又は分けて)及び資産、並びに、特別管理の過程において設立された新たな法人(複数法人)を、法令の定めるあらゆる方法により、売却又は譲渡する。
- 八 以下のあらゆる自然人から、情報を得る。
- (1) 特別管理手続開始の本案決定が出される前の1年間に、債務者と労働関係及びその他の関係のあった者
 - (2) 社員及び特別管理開始の本案決定が出される前の1年間に、債務者の社員であった者
 - (3) 支払無能債務者の社員又は本号(1)若しくは(2)の言及する者の近親者、配偶者、両親又は子供
- 九 会計帳簿、報告書又は債務者及びその活動に関するその他の書面を請求し、自己の管理下に置く。
- 十 本法又はその他の文書が定める額で、自己の労務に対する報酬を受け取る。
- 十一 必要がある場合、定例及び臨時の債権者集会又は債権者委員会会議(組織されている場合)を招集する。
- 十二 本法の定める規則及び手続に従い、債権者に対し、一部弁済を行う。
- 十三 裁判所に対し、法令に違反する又は債権者集会(債権者委員会)の権限を超える債権者集会(債権者委員会)の決議、及び、特別管理人の権限を制限する債権者集会(債権者委員会)の決議につき、不服を申し立てる。
- 十四 債務者資産の財産目録を作成し、財産を査定する。特別管理人は、債権者集会が別段の定めをする場合を除き、当該活動のため、債務者資産の負担で、鑑定人及びその他の専門家を用いることができる。特別管理中に売却されるべき債務者の資産が不動産である場合、債権者集会が別段の定めをする場合を除き、当該資産は、売却前に、独立鑑定人により査定される。
- 十五 オークションで資産を売却する際の開始価格を決定する。特別管理人は、最低価格を決めることはできず、相応の方法により公告されたオークションにおいて最高価格を提示した参加者に資産を売却しなければならない。

十六 特別管理人は、本法第 18 条の定める倒産審理事件における違法行為があると考えた場合、裁判所及び（又は）権利保護機関に対し、有責者に、財産上、行政上又は刑事上の責任を負わせる決定をとるよう申し立てることができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号、同日付け法律第 103 号により改正）

第 67 条 債務者の法律行為の無効

- 1 債務者が特別管理開始前に行ったものを含む法律行為は、民事法令の定める事由による特別管理人の申立てに基づき、裁判所が無効と認定することができる。
- 2 債務者が、倒産認定の申立提出前であって、倒産審理手続開始前の 1 年の間に、利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為を実施したために債務者が支払無能に陥った場合、特別管理人の申立てに基づき、無効と認定することができる¹⁶。
- 3 特別管理人による場合も含め、債務者が、倒産審理手続開始後、一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為、及び（又は）、倒産審理手続開始前の 1 年の間に締結した契約は、当該法律行為が特定の債権者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、特別管理人又は債権者の申立てに基づき、無効と認定することができる。
- 4 本条の適用に必要な規則は、倒産に関するその他の規範的法的文書が定める。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 68 条 債務者が有する他法人の持分（株式）についての特別管理人の権利

- 1 特別管理人は、法令又は会社の設立文書が明文で定める場合、以下の支払を請求することができる。
 - 一 債務者が株主となっている株式会社に対し、債務者の株式の価値（債務者が定款資本に払い込んだ資金の返却）
 - 二 債務者が発起人（社員）となっている会社に対し、債務者の持分の価値（債務者が定款資本に払い込んだ資金の返却）
- 2 特別管理人は、本条第 1 項の定める債務者の持分又は株式を、キルギス共和国法令に従い、第三者に譲渡することができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 69 条 契約に基づき第三者が管理する債務者資産についての特別管理人の権利

- 1 特別管理人は、法定手続に従い、債務者の債務の履行を拒絶することができる。

特別管理人は、契約又はキルギス共和国法令に別段の定めがある場合を除き、第三者が所定手続により締結された契約に基づき管理する財産を、当該契約の定める期間が終了する前に、返還するよう請求することはできない。

特別管理人は、第三者に対し、第三者の下にある債務者の帳簿及び会計書類の提出を請求することができる（写しをとることができる。）。
- 2 特別管理人は、債務者の財産を管理する第三者に事前に知らせた上で、契約の定める期間の終了前に、当該契約に基づく債務者の義務を引き受けることに同意する他の者に、当該財産を、所定手続に従い、売却することができる。

¹⁶ 倒産事件開始前の 1 年間に行われた法律行為が無効認定の対象となるが、倒産認定の申立後から倒産事件開始までの間に行われた法律行為は無効認定の対象にはならないものと思われる。

(2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第70条 特別管理人の義務

特別管理人は、以下の義務を負う。

- 一 本法の要求に従い、公告する。
- 二 任命された時から、債務及び債務者が他の者に対し負うその他の義務を含めた債務者の活動を管理し、監督し、また、債務者が取得し、又は特別管理手続の開始後に取得する資産や義務を管理し、監督する。

債務者の再編又は更生を実施することも含め、本法に従い、債務者の生産活動又は生産活動の一部を保全する可能性を検討する。
- 三 債務者の資産の売却代金を、債権の弁済のみに充てる。債権の弁済後、倒産手続は終了したものとみなされる。経営及び残余資産は、債務者に引き渡される。
- 四 倒産審理手続の開始から2か月以内に、債務者の財産目録を作成し、財産を査定する。
- 五 本法の要件を考慮し、できる限り短い期間で、現金ではない全ての資産を売却（譲渡）し、本法第7章の定める手続及び規定に従い、弁済順位を遵守して換価代金を債権者に分配する。

特別管理人は、裁判所又は債権者集会（債権者委員会）の許可に基づき査定価値以下の価格で資産を換価した場合、責任を負わない。
- 六 裁判所又は債権者集会、及び、倒産事件を管轄する国家機関に対し、本法の定める分量及び手続で報告をし、登記機関に対し、本法の要件に従い、情報を提供する。
- 七 発信書面（手紙、請求書・送り状、財務書類）の全てに、債務者につき特別管理手続が実施されている情報が含まれるように、監督する。
- 八 私企業化・私有化されていない国家企業の特別管理の場合、特別管理人は、法定要件に従い、社会インフラストラクチャーを処分しなくてはならない。
- 九 資産売却を公に知らせ、また、資産が強制的に限られた期間で売却され、より好条件で換価される場合よりも価格が低額になることを勧告し、根拠なくして遅滞することなく、資産を市場価格で売却する。
- 十 特別管理人は、然るべき公告の後、可能な限り速やかに資産を売却しなければならない。特別管理人は、裁判所、債権者委員会又は債権者集会の同意なくして、より高い価格で売却するために市場の変化を見る目的で、資産の売却を延期することはできない。
- 十一 特別管理人は、正当な理由がある場合、債権者又は債務者が同意しない価格で、資産を売却することができる。以下の場合に、正当な理由があるものとみなされる。
 - (1) 売却代金が、別の時期に売却した場合に受け取ることができると思われる代金よりも低い、公告の定める期間内に資産を譲渡する。
 - (2) 資産の質が低下するため（資産が劣化しやすい）、又は、その他の客観的な理由により、時間がないために売却の通知なく資産を譲渡する。
 - (3) 需要がないために、若しくは、譲渡費用が資産価値を上回るために資産を譲渡できず、又は、その他の正当な理由により資産を譲渡できない（この場合、特別管理人は、本法第66条第2号に従い、資産を放棄することができる。）。
- 十二 本法第83条第2項に定められているように、事業不成功債務者の代表者の活動を調査し、本法又はその他の法令に違反する事実が判明した場合、当該者につき、生じた損害の賠償並びに法令の定める期間及び手続での欠格を申し立てる。

十三 キルギス共和国法「キルギス共和国国家文書保管基金について」に従い、保管されるべき文書を引き渡す手配をする。

(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、2006年7月27日付け法律第132号により改正)

第71条 資産が不足する場合の特別管理人の義務

1 特別管理人の主要任務は、債務者資産の保全及び債務者の財務状況の分析である。

債務者の財務状況の分析は、債務者の所有する資産（担保目的物を除く。）が、裁判費用、特別管理人報酬、及び、本法の定める倒産審理手続費用を支払うに十分か否かを定める目的で行われる。

2 債務者の財務状況の分析の結果、資産が倒産審理手続費用の支払に不十分であると確認された場合、特別管理人は、裁判所又は（裁判外手続の場合は）債権者集会に知らせ、特別管理手続実施についての提案を提出する。この場合、裁判所（債権者集会）は、以下を決定する。

一 特別管理手続を終了する。又は、

二 特別管理手続を継続し、本法の定める職務の一部を特別管理人の職務から除外することを含め、特別管理手続実施の条件を決定する。

特別管理人は、登記機関に通知後、自己の活動を終結する。裁判手続により倒産審理手続が実施される場合（銀行の場合を除く。）、特別管理人は、本法第8条の定める手続に従い、倒産事件を管轄する国家機関が解任する。

資産が不足する場合、特別管理人は、法定の最低賃金の20倍の額の報酬を受け取る。当該報酬金は、倒産事件を管轄する国家機関の特別基金から支払われる。

資産が不足する場合の特別管理手続の実施期間は、2か月を超えることはできない。例外的な場合、当該期間は、裁判所又は債権者集会が延長することができる。この場合、特別管理手続の期間は、5か月を超えてはならない。

3 債務者の建物、設備又はその他の財産が住民に危険を及ぼす可能性がある場合、特別管理人は、危険予防にかかる必要な費用（当該財産の保全費用も含む。）の額を決めなければならない。当該費用は、倒産審理手続費用である。

債務者の資産が倒産審理手続の全費用を支払うに足りない場合、非常事態を管轄する国家機関は、特別管理人の申立てに基づき、特別管理人に必要な資産を提供し、又は、非常事態を管轄する国家機関が、危険予防・危険軽減の責任を引き受ける。

そうでない場合、裁判所は、非常事態を管轄する国家機関が、裁判所の定める期間内に、特別管理人に必要な資産を支払うよう決定を出す。

(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第72条 特別管理人（一時管理人）の責任

1 債務者又は債権者は、裁判所に対し、特別管理人（一時管理人）の違法な行為により債務者又は債権者が被った損害を特別管理人（一時管理人）が賠償するよう申し立てることができる。

2 裁判所は、本法第70条第10号の規定を適用しないことも含め、特別管理人（一時管理人）として活動する権限を、キルギス共和国法令の定める期間及び手続で、制限することができる。

(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第73条 経営管理権に基づく債務者の資産の所有権を移転する際の特則

法人が経営管理権に基づく場合、特別管理手続の実施に際しては、当該法人の財産所有者又は国家法人を管理する機関は、特別管理人に、債務者資産に対する全ての財産上の権利（譲渡権限を含む。）を引き渡す。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第73条の1 特別管理人の報酬

1 特別管理人の報酬額及びその支払方法は、国家職員についての法令の定める手続に従い、決められる。

2 特別管理人の報酬は、債務者の財産から支払われ、倒産審理手続費用とみなされる。
所在不明債務者の特別管理の場合、特別管理人の報酬は、倒産事件を管轄する国家機関の特別基金から支払われ、その後、当該基金に債務者財産から全額又は一部支払われる。

3 特別管理人の報酬は、以下から構成される。

- 一 職務遂行の全期間にわたる通常（毎月）の支払
- 二 活動結果に基づく、追加支払

通常支払は、裁判所又は債権者集会が別途多い又は少ない頻度の支払を定める場合を除き、月1回、支払われる。

追加支払は、債権の弁済に充てられる分を控除した資金からなり、債権の弁済のための毎回の振込みと同時に、特別管理人に支払われる。

特別管理人の報酬のための控除は、債権の弁済のための毎回の振込みと同時に行われる。

4 特別管理人の通常（毎月）の支払は、キルギス共和国法令の定める最低賃金の20倍の額である。

特別管理人の追加支払額は、債権の弁済に充てられる資金の5%を超えてはならない。

裁判手続による倒産審理手続の実施の際、報酬（通常支払及び追加支払）の額は、裁判所が、債権者（複数債権者）、倒産事件を管轄する国家機関又は銀行倒産の場合はキルギス共和国国立銀行の理由のある申立てに基づき、減額することができる。

5 倒産事件手続が和議締結により終結した場合、特別管理人への追加支払額の決定に際しては、実際に満足を受け、又は承認された和議に従い弁済される債権の額が考慮される。

6 特別管理手続の実施の際に資産が不足する場合、特別管理人は、キルギス共和国法令の定める最低賃金の20倍の額の通常（毎月）の支払のみ受け取ることができる。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、同日付け法律第103号により改正）

第73条の2 特別管理人の報告書

1 債権者への支払が全て終了し、本法の定めるその他の義務も履行された場合、特別管理人は、自己の活動結果に関する報告書を、以下の機関に提出する。

- 一 倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合、裁判所
- 二 倒産審理手続が裁判外手続により実施されている場合、債権者集会
- 三 倒産事件を管轄する国家機関（倒産審理手続の実施方法に関係なく）

2 報告書には、以下を添付する。

- 一 清算貸借対照表
- 二 弁済額が記載された債権及び債権の審理結果の登録簿
- 三 債務者の残余財産（資産）の利用に関する書面
- 四 特別管理人が受け取った報酬に関する書面

- 五 倒産審理手続費用の根拠及び合理性を証明する書面
- 六 保管文書の受理・引渡証書
- 七 債務者の代表者及び社員の違法行為に関する情報（違法行為があった場合）
- 八 必要がある場合、その他の情報

3 裁判所（債権者集会）は、特別管理人の報告書が提出された日から7日以内に、当該報告書を承認するか否かを審理しなければならない。

4 債権者集会は、特別管理人の報告書に同意しない場合、本条第3項の定める期間満了日から7日以内に、裁判所に対し、報告書についての不服を申し立てることができる。

5 特別管理人の報告書を承認するか否かの審理には、倒産事件を管轄する国家機関（銀行の倒産の場合はキルギス共和国国立銀行）からの当該報告書についての意見がなくてはならない。

6 裁判所（債権者集会）は、特別管理人の報告書を承認する場合、債務者について特別管理手続の完了を決定し、特別管理人は、経済主体の国家登記を扱う機関に、特別管理手続の完了を知らせる。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号、2006年7月27日付け法律第132号により改正）

第5章 特別管理人及び担保権者

第74条 担保権者の権利及び義務

1 特別管理手続により、以下の場合も含めて、担保目的物に対し執行する担保権者の権利は制限されない。：債務者の社員が担保権者である場合、及び、担保設定者が、特別管理手続が開始された債務者でなく第三者である場合。担保権者は、キルギス共和国法「担保について」の要件に従い、担保目的物に対し執行する。

特別管理人は、請求があり次第、キルギス共和国法「担保について」の要件に従い、担保財産を担保権者の占有に提供しなければならない。

特別管理人は、担保権者の書面による同意を得て、担保目的物を売却することができる。担保目的物が売却されても、本法の定める順位で弁済を受ける債権者の権利は消滅しない。

2 担保権者の権利及び義務は、本法に別段の定めがある場合を除き、担保に関する法令が定める。

3 担保目的物の換価代金が被担保債権の弁済に足りない場合、担保権者は、その差額を、相応の順位の無担保権者として受けることができる。

（1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正）

第75条 担保権の無効認定

1 特別管理人は、担保契約及び被担保債権の有効性を明らかにしなければならない。

2 担保契約は、民事法令及び本法第76条の定める場合を除き、以下の場合、無効と認定される。

一 担保契約が、本法第21条の定める事情の発生後に締結された。

二 担保契約が、本法第67条の要件に従い、無効と認定された。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第76条 特別管理手続開始後に締結された担保契約

特別管理人が特別管理手続開始後に締結した担保契約は、無効と認定される。ただし、債権の満足又は債務者の支払能力の回復を目的として、（裁判所が特別管理に関与している場合は）裁

判所の同意又は（裁判所が関与しない場合は）債権者集会の同意に基づき締結された担保契約は除く。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第77条 担保目的物に対する執行権の譲渡

担保権者は、担保目的物に対し執行する権利を、被担保債権の支払を受けて、第三者に譲渡することができる。この際、担保目的物に対する執行権は、本法の定める順位に従い、第三者により維持される。

第6章 倒産審理手続における責任原則

（1998年12月30日付け法律第160号により章の名称を変更）

第78条 法人の無限責任

法人債務者は、倒産審理手続において、全資産をもって、自己の債務及び義務につき無限の責任を負い、有限責任を負うことはできない。

第79条 債務者社員の無限責任及び追加責任

- 1 債務者の社員が、キルギス共和国法令に従い、債務者の債務につき制限なく責任を負わなくてはならない（無限責任）場合、若しくは、債務者の債務につき全社員が出資した出資額に応じて、法人の設立文書が追加的に定める額の責任を負わなくてはならない（追加責任）場合、又は、契約により任意にこれらの責任を引き受けた場合、社員は、債務者が倒産審理手続に付されたときは、債務者の債務につき無限責任又は追加責任を負う。
- 2 債務者の資産の分配後、弁済されない債務が残った場合、特別管理人は、無限責任又は追加責任を負う債務者の社員全員、又は、一部の社員に対し、未弁済の債務の支払を要請しなければならない。
- 3 無限責任又は追加責任を負う社員が無限責任又は追加責任を負う他の社員の代わりに任意に債務全額（又は一部）を支払った場合、支払をした社員は、他の社員から、支払った分を受ける。
- 4 国家又は国家機関が無限責任又は追加責任を負う債務者の社員である場合、国家又は国家機関自身は倒産審理手続の影響を受けないが、本法に従い、当該国家又は国家機関の有する財産に対し、法令の定める範囲で強制執行をすることができる。

第80条 債務者社員の有限責任

- 1 有限責任とは、債務者の社員に適用される原則で、債務者の社員が、債務者の義務につき責任を負わず、出資分（株式）の価値の範囲において、債務者の活動に関する損害の危険を負担する原則と理解される。
- 2 出資を完了していない社員は、債務者の債務につき、各社員の出資分の払い込まれていない価値の範囲において、連帯責任を負う。
- 3 債務者（キルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関）の倒産が取締役会構成員の行為により引き起こされた場合、当該構成員は、債務者財産が不足するときは、裁判所の判決に従い、債務者の債務につき補充責任を負う。
- 4 裁判所は、債務者の取締役会構成員について、債権者に対し損害を賠償する判決を出す場合、当該構成員について、キルギス共和国法令の定める期間及び手続による欠格も審理しなければならない。

(1998年12月30日付け法律第160号, 2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第81条 保証人の責任

人的担保を提供をしたことにより(為替手形に裏書をした又は保証人として署名した同様の書面を出した場合も含め),又は,債務者の債務若しくは義務につき第三者に対し人的担保を提供したことにより有限責任を負う者は,保証の範囲で責任を負わなければならない。

第82条 個人事業者の無限責任

個人事業者である債務者は,倒産審理手続において,法令により強制執行が認められる全保有財産をもって,自己の債務につき責任を負う。

第83条 事業不成功債務者の代表者の責任

1 本条の規定は,事業不成功債務者の代表者に適用される。債務者は,以下のいずれかの状況に陥った場合,事業が不成功であったとみなされる。

- 一 債務者が,本法第9条及び第9条の1の要件によれば,支払無能である(支払無能とみなされる。)
- 二 本法第21条第1項の定めるいずれかの条件が満たされている。
- 三 債務者が,活動しても損失が出る。
- 四 状況の変化がない限り,債務者が将来的には活動しても損失が出ると予想される。
- 五 削除

2 本条においては,以下の者が,事業不成功債務者の代表者とみなされる

- 一 法人の経営のために所定手続に従い任命された者(取締役,マネジャー,経営者等で,副代表者や一時的に代表者の職務を遂行する者も含む。)
- 二 本項第1号の定める者に拘束力のある指示を出すことにより法人を支配することができる株式(又は持分)を有する社員

3 本条第2項の定める者は,事業不成功債務者の経済活動を管理する義務を遂行しない場合(予見義務,損失を発生させない義務,倒産を予防する義務),法令に従い,民事責任を負う。事業不成功債務者の代表者の義務については,倒産に関するその他の規範的法的文書が規制する。

4 裁判所は,事業不成功債務者の代表者につき,債権者に対し損害を賠償する判決を出した場合,当該者につき,キルギス共和国法令の定める期間及び手続による欠格も審理しなければならない。

5 本条第2項の定める事業不成功債務者の代表者は,初回の場合は1年から5年の期間で,2回目以降は,10年までの期間で,欠格とされ得る。欠格の期間は,有責性の程度及び債権者の被った損害に応じ,決められる。

6 裁判所は,3か月までの間,欠格についての審理を保留することができる。この間に債権者に損害が賠償されない場合,本条第5項の定める最長の期間,欠格とすることができる。債権者に損害が賠償される場合,欠格期間は,損害に対する有責性の程度に応じ決められる。

7 事業不成功債務者の代表者は,債務者の社員からの現行法令に抵触する指示,命令,請求又は提案を実行したことにより債務者に損害を与えた場合,債務者の債務につき連帯責任を負う。

8 保有株式額に関係なく,株主及び取締役会構成員を含むあらゆる者は,以下の場合を除き,直接,指示,命令,又は,幹部構成員からの請求若しくは提案を記載した別の形式のものを出すことにより会社(債務者)の事業に関わることは禁じられる。

- 議決権を持って株主総会に参加する。

- 法令に従い、会社の設立文書により認められている決定をし、又は行為を実施する。
- 9 本条第2項の定める事業不成功債務者の代表者は、本条第8項が定める、債務者の社員からの直接の指示、命令、請求又は提案を実行したことにより債務者に損害を与えた場合、債務者の債務につき連帯責任を負う。
- (1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第84条 違法譲渡

- 1 事業不成功債務者の代表者又は社員が、(債務者が事業不成功であることを知りながら)債務者の財産を第三者に譲渡し、譲渡財産に対する対価を現金又は現物で全額受けなかった場合、債権者は当該資産を失うので、代表者又は社員は、譲渡により債権者が被った損害全額に責任を負う。
- 2 キルギス共和国民法第102条及び第104条並びに本法第21条は、事業不成功債務者の財産の違法な処分にも適用される。
- (1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第7章 債務支払の規則及び順位

第85条 債務支払における順位遵守の一般規則

特別管理人は、本法第55条の1の要件を考慮し、以下の規則により、債務者の資産の換価代金を分配する。

- 一 特別管理人は、資産を売却し、売却代金を債権者に分配しなければならず、有利に売却できない場合(受ける売却代金が売却費用を超えない場合)、相応の順位の債権者の同意の下、債権の弁済として、資産を債権者に直接譲り渡すことができる。
- 二 ある順位の債権は、それより後順位の債権の支払がされる前に、全額満足を受けなければならない。
- 三 同順位の債権の弁済の際、同順位の債権者は、同等で、支払われるべき額に応じ弁済を受ける同一の権利を有する。弁済のための資金が同順位の債権全てを全額弁済するには不十分である場合、支払われるべき額に応じて按分弁済される。
- 四 ある財産が複数の担保の目的物である場合、担保権者間の優劣は、キルギス共和国法令に従い、決められる。
- 五 法令の定める時期後に届け出られた債権は、時期前に届け出られた債権の弁済後に残った債務者の財産から弁済される。
- 六 債権は、以下の場合、弁済されたものとみなされる
 - (1) 本法及びキルギス共和国民法第104条の定める場合を除き、債務者の財産が十分でないために債権が満足を受けられなかった。
 - (2) 債権が特別管理人により認められなかったが債権者が裁判所に対し訴えを提起せず、又は、債権者が裁判所に対し訴えを提起したが判決により棄却された。
 - (3) 債権が特別管理手続終了後に届け出られ、倒産事件を管轄する国家機関が本法第55条の1第9項に従い特別管理手続終了後に将来的に資産の引渡しを受けた後、債権者が、倒産事件を管轄する国家機関が当該資産の売却代金を分配するまでに、当該国家機関に対し、自己の債権を通知しなかった。七 債権が弁済されたと認められると、当該債権は、その後、債務者に請求することはできない。当該債権額は、債権者が、受取勘定から抹消しなければならない。

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第 86 条 清算財団に含まれない財産

- 1 特別管理手続開始時における、及び、手続実施において判明した債務者の全財産は、本条のその他の項も考慮の上、清算財団を構成する。
 - 2 清算財団を構成する債務者の財産からは、取引制限のある財産、個人事業者である債務者の個人性に関係する財産上の権利(特定の事業を行うことについての許可(ライセンス)を含む。)、並びに、法令の定めるその他の財産及び権利は除外される。

債務者の財産構成に取引制限のある財産がある場合、特別管理人は、当該財産をその財産参加者に引き渡さなければならない。財産参加者は、特別管理人から通知を受領してから 1 か月以内に、当該財産を引き受けるか、他の者に渡さなければならない。そうでない場合、1 か月の期間の満了後、当該財産を維持することに関する全費用は、参加者が負担する。
 - 3 担保目的物は、清算財団には含まれない。担保権者は、法律又は担保契約の定める事由が発生した場合、自己の担保実行権に基づき債務者の財産(担保目的物)に対し執行する。

特別管理人は、担保権者である債権者との合意に基づき、あらゆる方法により、法律又は当事者間の合意の定める手続に従い、担保目的物を譲渡することができ、担保目的物の譲渡代金を、この際に特別管理人が払った費用を控除して、担保権者に渡すことができる。

この際、被担保債権は、担保目的物の換価代金の範囲で、順位外で支払われる。
 - 4 担保目的物の換価代金が被担保債権の全額弁済に足りないと判明した場合、当該債権の残りの部分は、本法の定める手続及び要件で、一般の順位で支払われる。
 - 5 特別管理人が清算財団を譲渡した後、債権者に分配される資金は、清算財団を構成する資産の譲渡代金から、倒産審理手続の費用を控除したものである(純売却代金)。
 - 6 倒産審理手続の費用には、倒産手続についての公告費用、裁判費用、学術的・技術的書面の作成費用、特別管理人(一時管理人)の費用、銀行の活動保全期間に発生した費用、特別管理人の報酬、及び、特別管理人(一時管理人)が債務者の経済活動の継続が必要と考えた期間における債務者に発生し得る費用等が含まれる。
 - 7 特別管理人(一時管理人)の費用には、義務による支払(特別管理人(一時管理人)が雇用した被雇用者の給与支払も含む。)が含まれ、特別管理人(一時管理人)が締結した契約から発生する義務を履行しないことにより、又は不適切な履行により発生した損害の賠償額(精神的損害賠償額)も含まれる。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号、2006 年 9 月 27 日付け法律第 132 号により改正)

第 87 条 支払順位

- 1 財産(資産)の純売却代金は、以下の順位で分配される。

第一順位では、債務者による生命・健康侵害に基づく個人の損害賠償請求権が、定期支払を法定手続により引き直して、弁済される。

第二順位では、労働契約に基づき働く者に対し、退職手当、社会手当及び給与の支払がされるが、債務者が倒産者と認定(宣言)される前の 3 か月間を上限とする。

第三順位では、無担保権者の元金及びその利息、並びに、強制国家保険支払の元金が弁済される。この際、当該順位のその他の債権にかかわらず、まず、銀行の預金者で提携者ではない自然人の債権が弁済を受け、続いて、銀行の預金者で提携者である自然人の債権が弁済される。

第四順位では、国家予算・予算外基金に対する義務的支払金の元金が支払われる。

第五順位では、国家予算・予算外基金に対する義務的支払金の利息も含めた、第三順位及び第四順位債権者の違約罰（違約金、遅延利息）が弁済される。

- 2 債務者の社員が同時に債務者の債権者でもある場合、当該社員の債権者としての債権は、他の債権者と同様に、相応の順位で弁済される。

特別管理においては、債務者の社員は、債務者の定款資本の出資分の返還請求権については、債権者ではない。当該請求権は、債務者に対する負債の返還請求権ではなく、債権登録簿に含まれる全債権が弁済された後に、弁済される。

全債権が弁済された後の残余資産は、債務者の社員に引き渡される。

- 3 債権者の有する債権は、第三者（あらゆる順位の債権者も含む。）に、契約により（債権譲渡）、法令の定める手続及び要件で譲渡することができる。
- 4 あらゆる債権者は、倒産審理手続の開始前、及び、倒産審理手続において、他の債権者のために、順位についての権利を放棄することができる。順位についての権利を放棄しても、債権は消滅しない。当該放棄は、キルギス共和国法令の要件に従い、契約により成立し、特別管理人に対しても有効である。
- 5 特別管理人が債権の弁済を拒絶し、又は債権を審理しない場合、債権者は、特別管理人の最終報告書が承認されるまで、裁判所に対し、特別管理人に対する申立てをすることができる。債権は、裁判所の判決に基づき、本法の要件に従い、債務者の残余財産から弁済を受けることができる。

（1998年12月30日付け法律第160号、1999年7月7日付け法律第64号、2000年9月29日付け法律第79号により改正）

第88条 相殺

- 1 特別管理手続中、債務者が他の者に対し債権を有し（現在債権）、又は将来有し（将来債権）、若しくは有するかもしれない（不確定債権）、同時に、当該者も債務者に対し現在債権、将来債権又は不確定債権を有している場合、以下のように扱われる。

一 特別管理手続開始前に発生した、金銭又はその他の形態の2つの債権については、一方当事者が他方に支払わなければならない額が考慮される（相殺）。

二 債務が金銭の形態で確定できない場合、特別管理人が、本項第1号の定める手続に従い相殺するために、金銭額を定める。

三 削除

- 2 本条第1項の定める相殺は、以下の場合、禁止される。

一 少なくとも当事者の一方の相殺対象の債権が、第三者に関係し、その第三者の権利が害されるおそれがある。

二 一方の債権が、債務者の社員の定款資本出資分の返還請求権である。

三 債権が特別管理手続の開始後に発生した。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第89条 利息及び違約罰

- 1 キルギス共和国民法に従い加算される利息及び違約罰（違約金、遅延利息）は、本法第22条の定める時から、債務者の全債務についてその加算が中断される。

- 2 債権者が倒産手続開始前に受け取るべきであった利息及び違約罰は、債権額に含まれ、本法の定める順位に従い支払われる。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第 90 条 受べかりし利益の回収

債権者は、債務者に対し、元金額に対するものも含め、受べかりし利益（逸失収益）を請求することができる。

第 91 条 債権の審理と履行

- 1 債権に基づき支払われるべき金額の査定は、特別管理人が行う。
- 2 特別管理人が、契約の履行、及び、債務者が倒産手続の開始前に負ったその他の義務の履行を拒絶する場合、拒絶により損害を受けた者は、債務者に対し、債務者の財産（資産）から、本法の定める順位に従い当該損害を賠償するよう請求することができる。特別管理人が損害賠償請求を認めない場合、又は、債権者が特別管理人が査定した賠償金に同意しない場合、債権者は、裁判所に訴えることができる。
- 3 債務者の債務及び義務が将来のものである場合、回収権限が直ちに発生するように、これらの履行期は一番早い時期に変更されたものとみなされる。この際、特別管理人は、義務又は債務が期限前に支払われたことを考慮し、損害を賠償しなければならない。このような義務又は債務についての債権額（損害額）の算定は、かかる算定方法が下位の法的規範的文書に定められていない場合、特別管理人が独自に行う。
- 4 債務者の被雇用者の労働災害に基づく年金、手当及び賠償のためにあらかじめ決められている資金の引直し、並びに、これらの資産のキルギス共和国政府下の社会基金への振替えは、特別管理人が、本法の定める第一順位に従い行う。資金の引直方法は、倒産に関する規範的法的文書が定める。
- 5 債務者の社員は、債権者の債権が全て満足された後に残った財産（資産）から、債務者の資本への出資分の返還を受ける権利を有する。
- 6 本法により、いかなる者も、債権者に対する支払の方法及び順位を変更することはできない。ただし、本法に従い行われた債権譲渡、順位の放棄及び相殺の場合は除く。
- 7 国家機関及び地方自治機関は、債務者の資金及びその他の財産（資産）を没収することはできず、また、債務者が倒産者と認定（宣言）された後、当該財産（資産）を差し押さえることもできない。
- 8 国家機関及び地方自治機関は、債務者の財産（資産）の保全のため、裁判所に対し、裁判所が倒産事件につき最終決定を出すまでの債務者の財産（資産）の保全を申し立てることができる。

（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第 92 条 所有者不明の財産

（1998年12月30日付け法律第160号により削除）

第 8 章 再生支援

第 93 条 再生支援の概念

- 1 再生支援とは、全権機関が、裁判所の本案決定¹⁷に基づき、裁判所の定めた期間に債務者の債権者への支払を行うことを目的とし、債務者の支払能力の回復に向けられた財務上、経済上

¹⁷ 本法第 27 条の 6 第 3 項、第 27 条の 8 第 2 項、第 27 条の 20 からすると、裁判所が本案決定により債務者を倒産者と認定し、再生支援を指定するとも考えられるが、本法第 27 条の 19、第 94 条第 1 項、第 97 条第 2 項からすると、裁判所が債務者の倒産認定を判断する前に、決定により倒産事件手続を中断して、再生支援が行われる

又は組織上の一連の措置をとることをいう。全権機関には、保証人（銀行保証人）又は債務者に対し再生支援を実施することを希望するその他の者になることができる。

- 2 再生支援は、裁判手続において法人の倒産認定が請求された場合に、法人債務者に対してのみ適用される。
- 3 債務者の倒産認定（破綻認定）の請求が裁判手続において出されなかった場合、再生支援は、債務者と債権者の合意に基づき、当該合意による手続及び条件で実施することができる。
（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第94条 再生支援実施の申立て

- 1 債務者又は債務者財産の所有者は、債務者の倒産認定の申立てが出されてから7日以内に、裁判所に対し、倒産事件手続の中断と再生支援の実施を申し立てることができる。
裁判所は、続く14暦日以内に、再生支援実施の合理性を判断する。当該期間に再生支援実施が判断されない場合、裁判所は、倒産事件の審理を再開する。
本項の定める期間は、延長することができない。
 - 2 以下の場合、裁判所に再生支援の実施を申し立てることができる。
 - 一 債務者又は債務者財産の所有者が、債務者の支払無能の事実を認定した。
 - 二 債務者（債務者財産の所有者）が、再生支援実施の際に債権者が新たに被る損害を賠償する義務を負った。
- （1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第95条 第三者による保証及び銀行保証

- 1 第三者が倒産審理手続の費用を含む全債権が弁済されることを保証（銀行保証）することが、倒産事件手続が裁判所により中断され、再生支援が指定される条件である。
- 2 再生支援に関する義務を引き受けることに同意した者は、再生支援の際に債権者が新たに被る損害（募集の費用を含める）を賠償する義務を負い、さもなければ、裁判所は、再生支援の本案決定を出すことはできない。
- 3 保証人（銀行保証人）又は再生支援実施を望む者は、債権者への支払を確実にする自己の支払能力及び金融資産の証拠を提出しなければならない。
債務者が銀行である場合、裁判所は、預金者利益の保護のため、保証人（銀行保証人）が預金を払い戻すに十分な資産を保有することを確認しなければならない。この際、裁判所は、キルギス共和国国立銀行の当該保証人（銀行保証人）の支払能力に関する意見を考慮する。
（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

第96条 裁判所の本案決定

- 1 倒産審理手続の費用を含む債務者に対する債権を第三者が保証（銀行保証）しない場合、裁判所は、（特別管理を開始する申立てが出されてから3週間以内に）出版物に公告することにより、債務者の再生支援を行うことを希望する法人及び個人を募集する。
- 2 公告から1か月間に（特別管理を開始する申立てが出されてから7週間以内に）、債務者の再生支援を行うことを希望する者が現れなかった場合、又は、希望者の提示する条件に債務者が同意しない場合、裁判所は、特別管理を開始する本案決定を出すことができる。
（1998年12月30日付け法律第160号により改正）

ものとも考えられる。

第 97 条 再生支援の実施手続

- 1 裁判所が再生支援について審理する際、債務者の事業を遂行するため、一時管理人が任命されなければならない。一時管理人の報酬は、裁判所に再生支援を申し立てた者が支払う。
- 2 再生支援の期間は、6 か月を超えることはできない。当該期間の満了に際し、債務者若しくは債務者の所有者、又は、保証人（保証人）は、債務者が倒産審理手続の費用を支払い、債権者へも全額弁済した証拠を裁判所に提出しなければならない。かかる証拠が提出されない場合、又は、債務者が債務を支払わず、若しくは支払を拒否したことを理由として、債権者が、債務者を倒産者と認定し特別管理手続を指定する申立てを出した場合、裁判所は、遅滞なく、特別管理手続を再開する本案決定を出す。
- 3 債務者への再生支援は、前再生支援の期間が終了してから 12 か月間は、実施することはできない。
- 4 債務者の債務弁済にかかる判決及びその他の決定の執行、並びに、債務者資産への差押えに向けられた全ての行為は、再生支援の際、終結する。債務についての利息及び違約罰（違約金、遅延利息）は、再生支援の期間中、加算され得るが、支払の請求は、当該期間終了後に限り、認められる。
- 5 裁判所に対し再生支援の実施を申し立てた事実、又は、一時管理人を任命し、若しくは再生支援を実施する裁判所の本案決定は、本条第 21 条第 8 項¹⁸の定める者の権利に何ら影響を及ぼさない。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 9 章 更生

第 98 条 総則

- 1 債務者の更生手続は、裁判手続においても裁判外手続においても実施することができる。更生手続は、法人にも個人事業者にも適用される。個人事業者に対する更生手続は、裁判手続においてのみ実施する。
- 2 更生は、以下のとおりの手続である。
 - 一 債務者は、更生計画を作成し、当該書面を、債権者集会の決議にかけるために、適切に招集された債権者集会に提出する。更生計画は、当該計画に示された更生の期間内に、債務者の支払能力を回復させることについての根拠のある提案が含まなければならない。
 - 二 債権者集会又は（裁判手続による場合は）裁判所は、更生計画を承認し、又は却下する。債務者の更生手続は、計画承認後に開始する。
 - 三 債権者又は（裁判手続による場合は）裁判所は、更生計画を承認する場合、更生の期間中、債務者の外部管財人を任命する。
 - 四 裁判所の関与しない更生手続は、更生に係る者の申立てに基づき、裁判所が関与することができる。
 - 五 承認された計画は、債務者及び債権者の合意に基づいてのみ、更生のどの段階においても変更することが認められる。承認された更生計画を変更する決議は、債務者及び出席債権者の債権額の 60%以上の額の債権を有する債権者が賛成した場合、採択されたものとみなされる。債権者集会に欠席した債権者の債権額は、意味を持たない。

¹⁸ 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

六 更生手続は、計画が完遂された後、又は、債務者と全債権者の合意に基づいて、終了する。

- 3 更生計画は、承認され、かつ、債務者、外部管財人、及び、決議にて賛成した全債権者又は裁判所(裁判手続の場合)により署名された場合、全債権者により遵守されなければならない。
- 4 更生の開始後、債務弁済にかかる判決及びその他の決定の執行、債務者資産の差押え並びに債務の強制執行に向けられた全ての裁判上の行為及びその他の行為は、終結する(担保権者の行為を除く。)。いかなる財産上の権利も、更生手続の範囲に限り、請求することができる。
- 5 債務につき定められている違約罰(違約金、遅延利息)は、更生の期間中、加算されない。金銭債権に対する利息(銀行貸付、貸付等)は、更生開始後の最初の3か月間は加算されない。(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第99条 更生手続及び特別管理手続

1 更生手続は、以下の者の主導により、どの段階においても、特別管理手続に移行することができる。

一 債務者：(更生が裁判所も関与して実施されている場合は)裁判所に、又は(更生が裁判所の関与なく実施されている場合は)適切に招集された債権者集会に、更生手続の終結及び特別管理手続の開始を申し立てる方法により

二 債権者：(更生が裁判所も関与して実施されている場合は)裁判所に上記のように申し立てる方法により、又は、適切に招集された債権者集会において決議をとる方法により。債務者が更生計画を履行しないこと又は不適切に履行したことが、上記方法をとる唯一の事由となる。債務者は、7暦日以内に、当該決議につき不服を申し立て、裁判所に、前の決議の復活を申し立てることができる。

三 裁判所の職権(更生が裁判所も関与して実施されている場合)：債務者が更生計画を履行しない場合又は不適切に履行した場合、相応の判断により

2 特別管理手続は、以下の者の主導により、どの段階においても、更生手続に移行することができる。

一 債務者：更生計画を作成し、当該計画を債権者集会の決議にかけるため、適切に招集された債権者集会に提出する方法により

二 裁判所：裁判所の関与する特別管理の場合、債務者は、裁判所に対し、更生について審議する債権者集会の招集及び当該集会で採択された決議を知らせなければならない。更生の決議が採択された場合、裁判所は、本節¹⁹の全ての要件が守られていることを条件として、当該決議を承認する。

第100条 更生手続の開始及び債権者集会の役割

1 更生手続は、債務者、若しくは、債務者の同意を得て債権者(債権者団)が裁判所に申し立てる方法、又は、債権者集会を開催する方法により、開始することができる。

2 債務者による更生手続開始のためには、債務者が、流動資産が不足し、即座に債務を弁済できない状況、又は、弁済期に債務を弁済できない状況になくはならない。この場合、最低債務額は要求されない。

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

¹⁹ 原文ヲ。「本章」と思われる。

第 101 条 更生手続の実施条件

- 1 本法に従い更生の実施の決定がとられた後、債務者は、以下を行わなければならない。
 - 一 共和国新聞、及び、債務者の基本所在地に一番近い地域の州新聞（又は地方新聞）に公告する。当該公告は、10 暦日以上の間を空けて、2 回以上出されなければならない。公告には、債権者集会の開催日時、場所及び目的が記載されなければならない。
 - 二 判明している債権者で決算指標の 100 倍以上の額の債権を有している全債権者に、以下を送付する。
 - (1) 債権者集会の日時、場所及び目的の連絡
 - (2) 支払額の記載がある、判明している全債権者の一覧、及び、事前の財務情報。かかる情報の提出方法は、倒産に関するその他の規範的法的文書が定める。
 - (3) 更生計画案
 - 三 最後の公告が出され、本項第 2 号の定める書類が送付されてから 14 暦日以降、公告に記載された場所及び日時に、債権者集会を開催する。
- 2 債務者は、第一回債権者集会において、自己の財務情報を全て提供し、更生計画も書面で提出しなければならない。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2006 年 1 月 27 日付け法律第 30 号により改正）

第 102 条 債権者集会の決議

- 1 債権者は、第一回債権者集会で、以下を決議することができる。
 - 一 更生計画を認め、必要がある場合、一時管財人を任命する。
 - 二 更生計画を変更・追加し、債務者に提案する。債務者は、14 暦日以内に、変更された計画を認め、又は却下しなければならない。債務者が変更された計画を却下する場合、更生手続は、本法に従い、特別管理手続に移行することができる。
 - 三 必要がある場合、14 暦日を超えない期間、債権者集会の決議を保留する。当該期間の満了後、再度債権者集会が招集される。
 - 四 更生計画を却下する。
 - 五 更生計画を却下し、特別管理手続を開始する。
- 2 裁判外手続による更生手続の実施に関する決議は、出席債権者及び債務者が全員一致で賛成した場合に、採択されたものとみなされる。そうでない場合、更生手続は、裁判手続によってのみ実施されなければならない。

第一回債権者集会又はその後の債権者集会のその他の決議は、出席債権者の債権額の 60% 以上の額の債権を有する債権者が賛成した場合、採択されたものとみなされる。債権者集会に欠席した債権者の債権額は、意味を持たない。
- 3 債権者は、本法に従い、債権者委員会を創設することができる。
- 4 あらゆる債権者又は債務者は、7 暦日以内に、裁判所に対し、債権者集会の決議につき不服を申し立てることができる。この際、申立人は、不服申立書に、更生計画の内容、債権者集会の議事録、及び、更生計画に反対するその他の利害関係人の異議書面があれば当該書面を添付しなければならない。
- 5 以後の債権者集会は、外部管財人（任命されている場合）、債務者の社員又は総債権額の 20% 以上の額の債権を有する債権者が開始することができる。以後の債権者集会は、更生計画の変更のため、更生手続を特別管理に移行するため、又は、その他の法律上の理由により、招集することができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 102 条の 1 裁判所による更生計画の承認

- 1 債務者又は外部管財人は、債権者集会が更生手続を認めてから 5 日以内に、裁判所に対し、更生計画の承認を申し立てなければならない。
- 2 申立書には、以下を添付しなければならない。
 - 一 更生計画の内容
 - 二 債権者集会の議事録
 - 三 債権者の住所及び債権額を記載した債権者一覧
 - 四 更生計画を認める議決に参加しなかった債権者又は決議に反対した債権者の異議書面（ある場合）
- 3 裁判所は、申立書が裁判所に出されてから 10 日以内に、申立てを審理しなければならない。当該期間は、延長することができない。裁判所は、更生計画を審理する日について、債務者、債権者及び更生に参加する第三者に知らせる。審理日を知らされた者が欠席しても、事件の審理は妨げられない。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により追加）

第 102 条の 2 更生計画の承認の拒否

- 1 裁判所は、以下の場合、更生計画の承認を拒否する。
 - 一 更生計画が、特定の担保権者の権利及び法的利益を優遇する条項を含み、又は、担保権者の同意がある場合を除き、その権利及び法的利益を侵害する条項を含む。
 - 二 更生計画が、第三順位、第四順位及び第五順位の特定の債権者の権利及び法的利益を優遇する条項を含み、又は、これらの債権者の同意がある場合を除き、その権利及び法的利益を侵害する条項を含む。
 - 三 更生計画が、本法第 21 条第 8 項²⁰の定める者を含む第三者の権利及び法的利益を侵害する条項を含む。ただし、第三者の同意がある場合を除く。
 - 四 本法の定める倒産審理手続費用の支払手続に違反している。
 - 五 更生計画の要件が守られておらず、又は、本章の定める更生計画を認める手続に違反している。
 - 六 キルギス共和国法令のその他の要件に違反している。

- 2 更生計画の承認の拒否については、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 3 裁判所が更生計画の承認を拒否する決定を出した場合、更生計画は認められなかったものとみなされる。
- 4 裁判所が更生計画の承認を拒否する決定を出しても、新たな更生計画が作成され、認められることを妨げない。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により追加）

第 103 条 外部管財人

- 1 外部管財人は、更生手続における債務者の唯一の法定代理人である。外部管財人の主要任務は、更生計画の実施である。

²⁰ 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

- 2 外部管財人は、本節²¹及び更生計画に別段の定めがある場合を除き、特別管理人の権利を享受し、義務を負う。
 - 3 外部管財人の報酬は、本条第 73 条の 1 の要件に従い支払われる。
 - 4 外部管財人は、登記に必要な事項を記載してもらうために、登記機関に、債務者の更生手続の実施を知らせなければならない。
 - 5 更生計画に別段の定めがある場合を除き、外部管財人が任命された時から、債務者の代表者及び社員の権限は終結する。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

第 104 条 更生計画

- 1 債務者は、更生計画の作成に際し、以下の権利を有しない。
 - 一 当事者の合意がある場合を除き、担保権者、又は、本法第 87 条の定める第一順位及び第二順位債権者の権利を侵害する。
 - 二 当事者の合意がある場合を除き、債権者が特別管理手続における清算の場合に受け取る弁済額よりも少ない額を受け取るような規定を定める。
 - 三 当事者の合意がある場合を除き、同一グループの債権者に対し、異なる条件を定める。
 - 四 決議に反対した債権者（又は議決に参加しなかった債権者）に対する条件と、決議に賛成した債権者に対する条件とで、異なる条件を定める。
- 2 更生計画は、債権弁済手続を明確に定めなければならない。
- 3 更生計画は、以下を定めることができる。
 - 一 債務者による資産の全部又は一部の保全
 - 二 支払無能債務者の資産の売却（譲渡）又は処分
 - 三 法令に従った債務者の組織変更
 - 四 利息の変更を含めた契約条項の見直し
 - 五 経営（マネジメント）の変更
 - 六 新しい商品及び新しいマーケティング戦略の導入
 - 七 債務免除、代替物（物、金銭）による債務履行、契約の更改、債務の履行期の延期若しくは分割払化、債務の減額、又は、民事法令の定めるその他の方法による債務の消滅
 - 八 削除
 - 九 第三者による債務者の債務の履行
 - 十 民事法令に違反しないその他の方法による債権弁済

(1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

第 10 章 和議

第 105 条 総則

- 1 債務者及び債権者は、裁判手続による倒産審理手続のどの段階においても、本法の要件に従い、債務者の債務の消滅、債務の減額及び（又は）債務の履行期の延期を定める合意（和議）を締結することができる。
- 2 発効した和議の履行を一方的に拒絶することは、認められない。
- 3 和議の定める権利及び義務を引き受ける第三者は、和議に参加することができる。

²¹ 原文ママ。「本章」と思われる。

- 4 和議は、本法第 110 条及び第 112 条の要件に従い、裁判所により承認されなければならない。和議は、承認された日から法的効力を有し、全ての債権者を拘束する。
 - 5 裁判所の承認した和議を特定の債権者及び債務者の合意により解除することは、認められない。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正)

第 106 条 和議の形式

- 1 和議は、書面で締結される。
- 2 債務者の名においては、個人事業者である債務者、又は、債務者の代表者、一時管理人、外部管財人若しくは特別管理人が和議に署名し、また、和議締結に賛成した全債権者も署名する。
- 3 第三者が和議に参加する場合、第三者の名においては、その自然人、法人の代表者又はそれらの代理人が署名する。

第 107 条 和議の内容

- 1 和議は、債務者の債務の額、履行期及び履行方法に関する条項、並びに（若しくは）、債務免除、代替物（物、金銭）による債務の履行の合意、契約の更改又は民事法令の定めるその他の方法による債務の消滅に関する条項を含まなければならない。
- 2 和議は、以下の条項を含むことができる。
 - 一 債務の履行期の延期又は分割払化
 - 二 債務の減額
 - 三 債務者の債権の譲渡
 - 四 第三者による債務者の債務の履行
 - 五 削除
 - 六 法令に違反しない、その他の方法による債務の履行

(1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

第 108 条 和議の締結手続

- 1 債権者集会の決議は、第三順位、第四順位及び第五順位債権者で、債務者の負う債権額の 60% 以上の額の債権を有する者が賛成した場合、採択されたものとみなされる。
 - 2 和議締結が決議された場合、和議締結の議決に参加しなかった債権者及び決議に反対した債権者に対する和議の条件は、同じ順位を有する債権者で和議に賛成した者に対する条件より不利益にすることはできない。
 - 3 和議を承認する裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

第 109 条 和議締結の効果

(1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により削除)

第 110 条 裁判所による和議承認の条件

- 1 和議は、第一順位及び第二順位債権者への弁済を条件に、締結することができる。
- 2 個人事業者、債務者の代表者又は倒産管理人は、和議が署名されてから 5 日以内に、裁判所に対し、和議の承認を申し立てなければならない。
- 3 申立書には、以下を添付しなければならない。

- 一 和議の内容
 - 二 債権者集会の議事録
 - 三 債権者の住所及び債権額を記載した債権者一覧
 - 四 第一順位及び第二順位債権者に弁済したことを証明する書面
 - 五 和議締結の議決に参加しなかった債権者又は議決に反対した債権者の異議書面
- 4 裁判所は、申立てから 10 日以内に、申立てを審理しなければならない。当該期間を延長することはできない。裁判所は、和議を審理する日について、債務者、倒産管理人、債権者及び和議に参加している第三者に知らせる。審理日を知らされた者が欠席しても、事件審理は妨げられない。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

第 111 条 裁判所による和議承認の効果

- 1 和議が承認されると、倒産審理手続及び倒産管理人の権限は終結する。
 - 2 債務者の代表者が解雇されている場合、倒産管理人は、新しい代表者が任命（選任）されるまで、職務を継続する。
 - 3 和議が承認されると、本法又は裁判所が定める債務者及び（又は）債権者に対する制限は、終結する。
 - 4 個人事業者である債務者、債務者の代表者又は倒産管理人は、和議が承認された時から、債権者への弁済を開始する。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

第 112 条 和議承認の拒否

- 1 裁判所は、以下の場合、和議の承認を拒否する。
 - 一 第一順位及び第二順位債権者に対し弁済がされていない。
 - 二 和議が、特定の担保権者の権利及び法的利益を優遇する条項を含み、又は、担保権者の同意がある場合を除き、その権利及び法的利益を侵害する条項を含む。
 - 三 和議が、第三順位、第四順位及び第五順位の特定の債権者の権利及び法的利益を優遇する条項を含み、又は、これらの債権者の同意がある場合を除き、その権利及び法的利益を侵害する条項を含む。
 - 四 和議が、本法第 21 条第 8 項²²の定める者を含む第三者の権利及び法的利益を侵害する条項を含む。ただし、第三者の同意がある場合は除く。
 - 五 本法の定める倒産審理手続の費用の支払方法に違反している。
 - 六 和議の形式についての要件が守られておらず、又は、本章の定める和議締結の手続に違反している。
 - 七 キルギス共和国のその他の法令に抵触する。
 - 2 和議の承認の拒否について、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
 - 3 和議は、裁判所が和議の承認を拒否する決定を出した場合、締結されていないものとみなされる。
 - 4 裁判所が和議の承認を拒否する決定を出しても、新たな和議の締結は妨げられない。
- (1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正)

²² 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

第 113 条 和議の無効

和議は、以下の場合、債務者又は債権者の申立てに基づき、裁判所が無効と認定できる。

- 一 和議が特定の債権者を優遇する条項、又は、特定の債権者の権利及び法的利益を侵害する条項を含んでいる。
- 二 和議が履行されると、債務者が倒産に至る可能性がある。
- 三 民事法令の定める法律行為の無効事由がある。

和議条項が履行されない場合、又は、不適切に履行された場合、和議は解除され得る。和議の解除は、債務者につき倒産事件手続を再開する事由となる。

(2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第 114 条 和議の無効認定の効果

- 1 和議の無効認定は、債務者につき倒産事件手続を再開する事由となる。倒産事件手続の再開の決定は、裁判所が、和議の無効を認定した日に出す。倒産事件手続の再開の決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 2 裁判所が和議を無効と認定した場合、履行期が延期され、及び(又は)分割払とされた債権、又は、一部免除を受けた債権については、弁済を受けていない部分の債権が復活する。
- 3 和議が無効と認定されても、第一順位及び第二順位債権者は、弁済として受けた金銭を債務者に返却する必要はない。

本条の規定しない点については、民事法令の定める法律行為の無効の効果が適用される。

- 4 和議が無効と認定された場合、債務者についての倒産事件手続の再開については、裁判所が、債務者の負担で、共和国出版物において公告する。
 - 5 本法に違反しない和議の条項に基づき支払がされた債権は、弁済されたものとみなされる。自己にとって特別に有利な、又は、他の債権者の権利及び法的利益を侵害する和議条項に従い満足を受けた債権者は、和議の履行において受領したものを、全て、返却しなければならない。
- (1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第 115 条 和議の不履行又は不適切履行の効果

- 1 債務者が和議を履行せず、若しくは不適切に履行した場合、又は、和議が無効と認定された場合、裁判所は、倒産事件手続を再開する。
- 2 倒産認定の事件が再開した場合、締結された和議を履行せず、又は不適切な方法により履行した債務者に対しては、更生及び再生支援を適用することはできない。
- 3 債務者が和議を履行せず、又は不適切に履行した場合、債務者は、義務不履行につき、キルギス共和国民事法令の定める責任を負う。

(1998年12月30日付け法律第160号、2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第 11 章 銀行倒産を予防する措置の実施方法及び条件 銀行倒産の特別

(2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第 116 条 銀行倒産の予防措置

- 1 銀行倒産の予防措置には、以下の財務健全化措置が含まれる。
 - 銀行の資産及び負債の構造の変更
 - 銀行の組織構造の変更
 - 銀行関連法令に従い行われるその他の措置

2 銀行の資産及び負債の構造の変更では、資産及び負債の構造や期限を変更する一連の施策が行われ、利益性のない資産の売却、経費削減、増資、並びに資産及び負債の一部譲渡等も含まれる。

銀行の組織構造の変更は、銀行職員の構成及び人数を変更することにより、支店及びその他の独立した部局を削減することにより、行うことができる。

3 銀行倒産の予防措置は、任意に実施することも、キルギス共和国国立銀行が請求することにより強制的に実施することもできる。

4 キルギス共和国国立銀行は、銀行関連法令の定める事由がある場合、銀行の財務健全化措置を実施する請求を出すことができる。当該請求は、請求の事由となった理由の一覧、並びに、銀行の財務健全化措置の実施に係る施策の一覧及びそれらの実施期間を含まなければならない。

5 銀行の代表者は、キルギス共和国銀行から銀行の財務健全化措置を実施する請求を受けた場合、これらの措置を実施しなければならない。提案された措置を実施する決定権限が銀行の他の経営機関に属する場合、代表者は、3労働日以内に、相応の経営機関に、銀行の財務健全化措置の実施、又は、銀行の組織変更を申し立てなければならない。

6 銀行の代表者がキルギス共和国銀行からの銀行の財務健全化措置を実施する請求に従わない場合、当該決定事項が他の経営機関の権限に属し、当該機関が相応の決定を取らなかった場合を除き、代表者は、キルギス共和国法令に従い、責任を負い、欠格とされることがある。

銀行が財務健全化措置を実施しない場合、キルギス共和国国立銀行が法律の定めるその他の銀行関連規制を適用する事由となる。

7 キルギス共和国国立銀行は、倒産予防措置をとらなければ、影響が出るのが必至である場合、又は、銀行の預金者及び債権者の利益を害することになるという信頼できる情報若しくは経済的予測を有する場合、遅滞なく、銀行の倒産を予防する何らかの措置を銀行に適用する決定をとることができる。

(2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第117条 銀行の組織変更

1 キルギス共和国国立銀行は、銀行の財務を健全化するために、銀行の組織変更の請求を出すことができる。

銀行の組織変更は、民事法令の定める形態で、銀行規程及び当該規程に従い制定されたキルギス共和国国立銀行の規範的文書を考慮して、実施される。

銀行の任意による組織変更は、キルギス共和国国立銀行の同意がある場合に限り、実施することができる。

2 銀行の代表者は、キルギス共和国国立銀行から組織変更の請求を受けた場合、請求を受けてから3労働日以内に、銀行の取締役会に対し、銀行の組織変更に必要な決議をとるために臨時株主総会を招集するよう申し立てなければならない。

銀行の組織変更に関する最終決定は、銀行の取締役会がとる。

(2002年6月17日付け法律第103号により改正)

第118条 銀行の活動保全

1 銀行の活動保全は、以下の場合、銀行における業務を検討後、キルギス共和国国立銀行の決定により指定される。

- キルギス共和国国立銀行の予測によると、銀行に、共和国の銀行システムの財務状況に重大な影響を及ぼす違反及び財務問題がある。
 - 銀行の財務状況の回復及び通常事業への復帰の現実的可能性がある。
 - 銀行の預金者及び債権者の利益保護を目的として、その他の場合
- キルギス共和国国立銀行は、活動保全手続を指定する決定をした際に、銀行の保全人を任命する。
- 2 活動保全という銀行の特殊な地位は、キルギス共和国国立銀行が活動保全の決定をとり、保全人を任命した時から開始される。
 - 3 保全人が任命された時から、及び、銀行に活動保全が実施されている間、以下が適用される。
 - 一 銀行の株主は、特別管理手続を提起する決議をとることはできず、かかる決議が以前にとられている場合、当該決議は無効とみなされる。
 - 二 特別管理手続の提起又は倒産審理手続のその他の措置の適用は、キルギス共和国国立銀行の承認の下、保全人の決定に基づいてのみ認められ、以前に出されたこれらの事項にかかる申立ては、全て却下されなければならない。
 - 三 銀行の担保に供されている財産に対する強制執行、及び、銀行が占有し、又は利用する財産の返却に関する行為は、禁止される。
 - 四 債務者の債務につき、違約罰（違約金、遅延利息）及び利息は加算されない。
 - 五 預金（供託金）保険に関する法令の規定に従い支払請求権を有するあらゆる債権者は、保全人の任命後、直ちに、請求を申し立てる権利を有する。
 - 4 銀行は、銀行の名において締結した全契約につき、活動保全の費用も含めて、完全な責任を負う。
キルギス共和国国立銀行及び保全人は、銀行の活動保全及び保全人の任命に関する銀行の契約及び費用につき、責任を負わない。
 - 5 キルギス共和国国立銀行は、全期間が2年を超えない可能な限りの期間、保全人を任命することができる。
活動保全は、以下の時点まで実施することができる。
 - 一 銀行の支払能力が回復し、法令の定める義務基準を達成するまで
 - 二 特別管理手続の開始又は提起の決定がとられるまで
 （2002年6月17日付け法律第103号により改正）

第118条の1 保全人の権利及び義務 銀行の活動保全の実施の特則

- 1 保全人は、任命された時から、任務に就く。
銀行の経営機関の全権限は、保全人が任命された時から停止し、保全人に移譲される。
- 2 保全人は、自己の名で銀行を代表し、保全人が銀行の財務状況の安定に最良と考える措置を実施する。保全人は、銀行の代表行為を伴うか否かにかかわらず、活動保全を実施することができる。
保全人は、活動保全手続につき、現況の職員と共に実施することも、労働法令に従い保全人が定めた条件（給与条件も含む）において新たに職員を雇用することもできる。
銀行の代表者及び職員は、保全人に従い、銀行の経営並びに証書、書面及び資産の保全に関する全事項に係る、保全人の指示及び命令を実行しなければならない。保全人は、銀行の株主又は取締役会構成員の命令若しくは指示に従う必要はない。被雇用者に対する保全人の指示が実行されない場合、キルギス共和国法令の定める措置が適用されることがある。
- 3 保全人は、以下の義務を負う。

- 一 可能な限り、銀行の財務状況の悪化を阻止する。
- 二 銀行の証書、書面及び資産を保全し、何者かによる没収又は破損を防ぐ。
- 三 銀行の収益性を回復し、債権者への損害を最小限に抑えるよう努める。
- 四 他の状況であれば不可能であるが、銀行が直面する問題をより規則的な過程により解決することができるようなその他の措置をとる（起こり得る損害を最小限に抑え、最大限の資産の売却又は再建を目指す。）。

保全人は、銀行の債務者に対する支払請求の訴えを裁判所に提起する際、所定の国家手数料を納めない。

五 銀行システムに対する損害を最小限に抑える。

- 4 活動保全の際に預金者に債務を支払うことは、保全人の職務ではないが、保全人は、キルギス共和国国立銀行の同意の下、一部の預金者に対し一部又は全部の債務を支払うこと、又は、保全人が住民への情報提供の基準に従い行うとの条件で、全預金者に対しこれらの資金の一部を返還することができる。
- 5 保全人は、その履行が利益をもたらさない契約又は銀行に新たな債務を発生させる契約を含めた、債務者のあらゆる義務の履行を拒絶することができる。
- 6 保全人は、活動保全実施のため、委託金（預金）の預かりを含む、借入資産をとることができる。この際、保全人が銀行の活動保全期間中、借り入れている債権は、本法第 87 条の定める順位の外で、満足を受ける。
- 7 銀行の資本及び資産は、銀行の財産であり、保全管理人の管理下に置かれ、銀行の株主は、特別管理が提起され本法第 87 条の定める順位による場合を除き 銀行の資本及び資産に対し請求をすることはできない。
- 8 保全人は、職務遂行の際、銀行の株主により追加的に出資をしてもらうことにより銀行の資本強化に向けた全必要措置を実施しなければならない。

活動保全の実施の際には、キルギス共和国国立銀行からあらかじめ同意を得て、銀行の組織変更並びに銀行の資産及び負債の構造の変更を行うことができる。

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号により改正）

第 119 条 銀行の特別管理

- 1 キルギス共和国国立銀行は、銀行についての特別管理の合理性を判断する。
キルギス共和国国立銀行が債権者（複数債権者）又は銀行自身による特別管理の申立てを承認しない場合、銀行に対して特別管理を実施することはできない。
- 2 銀行の特別管理手続開始を申し立てた者は、キルギス共和国国立銀行に申し立てなければならない。
- 3 キルギス共和国国立銀行は、以下の権利を有する。
 - 一 裁判手続による又は裁判外手続による特別管理手続を提起する債権者の申立てを承認する。
 - 二 裁判所の関与しない銀行の特別管理手続を提起する銀行の社員の決議を承認する。
 - 三 本法第 9 条の定める事由に基づき債権者として、又は、銀行の債務超過の事実を確認した場合に監督全権機関として、自己の名において特別管理人を任命して、銀行の特別管理手続を開始する。この際、キルギス共和国国立銀行は、3 暦日以内に、銀行に対し、特別管理手続の開始及び特別管理人の任命を書面で知らせなければならない。債権者又は銀行自身による特別管理手続開始の申立てを承認する決定が出された場合、銀行ライセンスは、取り消されなければならない。

4 社員又は債権者（預金者）は、裁判所に対し、キルギス共和国国立銀行の決定の中断及び本法による再生支援の開始を申し立てることができる。

特別管理手続は、裁判所が再生支援の開始を決定しない限り、中断することはできない。

キルギス共和国国立銀行は、特別管理手続の開始時から、債権者に決定を知らせるために、債権者集会を招集しなければならない。

5 本法第 29 条第 5 号及び第 30 条の規定は、銀行に対しては適用されない。

6 キルギス共和国国立銀行が、裁判所に対し、裁判所が関与する特別管理を銀行に適用する決定を承認するよう申し立てた場合、当該申立ては、1 か月以内に審理されなければならない。裁判所は、当該期間を延長することはできない。

裁判所がキルギス共和国国立銀行の申立てに対する決定をとらなかった場合、当該期間満了時から、申立ては承認され、キルギス共和国国立銀行の任命した特別管理人により銀行の特別管理手続を開始することができるものとみなされる。

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号により改正）

第 120 条 銀行の特別管理の特則

1 銀行の特別管理手続は、本法に別段の定めがある場合を除き、本法に従い、本法が他の債務者について定めている条件により、実施される。

2 キルギス共和国国立銀行は、支払無能銀行に対する特別管理、更生及びその他の措置について、本法に追加して、本法に反しない詳細な提案及び規程を定めることができる。

3 キルギス共和国国立銀行が、キルギス共和国法「銀行及び銀行業務について」及び「キルギス共和国国立銀行について」により与えられる権限に基づき、銀行に一定額の定款資本金、準備金又はその他の基金を要求する場合、不足する額は、銀行の債務に追加される。

4 銀行の資産査定に際し、銀行に返済されるべき貸付金は、元金だけではなく利息も履行遅滞になっている場合、考慮されない。キルギス共和国国立銀行の命令により、このような未返済債務の全部又は一部の算入を認めることができ、また、当該債務が履行遅滞とみなされる時期の条件を定めることができる。

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号により改正）

第 120 条の 1²³ 銀行の更生

不安定な財務状況から銀行に倒産のおそれがあると債権者及び（又は）預金者が考える場合、銀行に対し更生手続を適用することができ、当該手続実施中、銀行の倒産を予防することを目的として銀行の支払能力の回復に向けられた、組織変更措置、組織経済上、財務経済上、法律上、技術上及び投資上の措置、並びに法令に違反しないその他のあらゆる措置が適用される。

更生手続は、本法の規定に従い、キルギス共和国国立銀行がその実施をあらかじめ承認して、銀行に適用される。

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 103 号により改正）

第 12 章 個人事業者の倒産

第 122 条 個人事業者の特別管理手続の特則

1 個人事業者の特別管理手続に関する関係には、法人の特別管理手続を調整する規定が、本条及び倒産に関するその他の規範的法的文書の定める特則を考慮して、適用される。

²³ 第 121 条は削除されたものと思われる。

2 削除

3 個人事業者は、裁判所の本案判決に基づいてのみ、倒産者と認定され得る。個人事業者を倒産者と認定する裁判所本案決定が発効した時から、事業者としての登記は失効する。裁判所が出した本案決定については、特別管理人が、国家登記簿への記載のために、事業者登記を扱う登記機関に知らせる。

4 特別管理人に対しては、個人事業者の事業に関係しないその他の債権も届け出ることができる。この際、当該債権は、本法の定める順位に従い弁済される。

5 倒産者である個人事業者は、本法第 55 条の 1 の要件に従い特別管理手続が終了した後、事業活動に関係し弁済されずに残った債権全て、及び、個人事業者の倒産が認定された際に届け出られ算定されていたその他の債権全てにつき、免責される。

事業活動に関係せず、特別管理実施中に届け出られなかった債権は、効力を維持し、自然人としての債務者に請求することができる。

6 強制執行の認められない個人事業者の財産は、キルギス共和国法令が定める。

7 裁判所本案決定に基づき倒産者と認定された個人事業者に対して、3 年を超えない一定期間（欠格期間）、事業活動への従事を禁止すること（欠格）ができる。当該裁判所本案決定に違反する場合、個人は、法令に従い責任を負う。

個人事業者が、過去 7 年間の間に 3 回倒産者と認定され、本条第 10 項に従い全ての場合に有責と認められた場合（個人事業者の悪質倒産）、当該個人事業者は、裁判所により 10 年間欠格とされる。

8 裁判所は、倒産者である個人事業者の欠格期間を決定する際、個人事業者が自己の倒産について負う有責の程度、債務額、個人事業者が過去に倒産者と認定されたことがあるか否か、及び、裁判所が必要と考えるその他の事情を考慮する。

9 個人事業者は、欠格期間中、以下の事項を禁止される。

一 企業活動に従事する。

二 経営機関の代表的地位に就き、又は、法人の監督をする。

三 相手方に自身が欠格者であることを事前に知らせずに、金銭債務を負う。

四 選出に係る全ての宣伝媒体（口頭も含む）において自身が欠格者であることを明らかにせずに、社会的職務（選出される職務）に就く。

10 裁判所は、個人事業者を倒産者と認定する本案決定に、個人事業者の有責性（非有責性）を記載しなければならない。

11 裁判所が、個人事業者を、倒産につき責任はない（欠格とはしない）と認定しても、個人事業者の資産について本法が与える特別管理人の権利及び義務に影響はない。

12 個人事業者の特別管理手続は、以下の場合、終了する。

一 個人事業者が欠格とされた場合、欠格期間が満了した。

二 個人事業者に責任がないと認められた場合、強制執行の認められる、倒産者である個人事業者の全資産が譲渡され、債権者に分配された。

個人事業者の欠格は、裁判所が更に決定を出すことなく、欠格期間の満了により終了する。

13 欠格とされた（有責とされた）個人事業者の資産で、特別管理人が債権者の利益のために譲渡できるものは、以下を含む。

一 個人事業者が、特別管理手続の開始まで権利を有し、強制執行が認められる資産

二 倒産者である個人事業者が、特別管理手続開始後に取得し、強制執行が認められる資産

14 倒産者である個人事業者は、欠格期間中、定期的に、特別管理人に報告をしなければならず、自発的に（催促なく）、特別管理人に、利益及び資産の全変更に関する情報を提供しなければならない。

本条第 13 項第 1 号及び第 14 項の定める規定は、責任がないと認められた倒産者である個人事業者には適用されない。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 13 章 農業生産に従事する者の倒産

第 123 条 農業生産に従事する者の倒産

1 フェルメル（クレスチャーニン）²⁴経営企業、集合クレスチャーニン経営企業及びその他の農業企業は、当該企業の債権者の申立てに従い、裁判所の本案決定により、倒産者と認定され得る。

本条の列挙する経営企業は、裁判外手続で、債権者と一緒に決議をとり、自己を倒産者と宣言することができる。

2 農業生産に従事する個人事業者は、本法第 122 条の要件に従い、裁判手続においてのみ、倒産者と認定され得る。

第 124 条 農業生産に従事する者の倒産手続の法的根拠

フェルメル（クレスチャーニン）経営企業、集団フェルメル経営企業、その他の農業企業及び農業生産に従事する個人事業者の倒産審理手続においては、法令に別段の定めがある場合を除き、本法の規定が適用される。

第 14 章 所在不明債務者の倒産

第 125 条 所在不明債務者の倒産認定の申立ての特則

1 債務者は、事実上活動を停止し、債務者が機能するに不可欠な者（個人事業者、法人の代表者又は社員）が不在で、6 か月間その所在を確認することができない場合、所在不明とみなされる。

2 所在不明債務者の倒産認定の申立ては、債務額に関係なく、債権者（複数債権者）及び倒産事件を管轄する国家機関が出すことができる。

3 所在不明債務者に対しては、特別管理手続のみ適用される。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 126 条 所在不明債務者の倒産事件の審理

1 裁判所は、倒産認定の申立てを受理した日から 10 日以内に、債務者を倒産者と認定し、特別管理手続を指定する本案決定を出す。特別管理人候補者は、債権者及び（又は）倒産事件を管轄する国家機関が、裁判所に推薦する。

2 裁判所の本案決定は、債権者、倒産事件を管轄する国家機関、及び、法人・個人事業者の登記を扱う国家機関に送付される。

3 所在不明債務者の倒産認定は、倒産事件を管轄する国家機関が、特別基金の負担で公告する。債権者は、公告の日から 1 か月間、特別管理人に対し、自己の債権を届け出ることができる。

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

²⁴ 農民を意味する。

第 127 条 所在不明債務者の債権の弁済

- 1 所在不明債務者に財産が判明した場合、その売却代金は、倒産審理手続費用の支払に当てられる。債権の弁済は、本法の定める順位に従い行われる。債権者は、特別管理人の最終報告書が承認されるまで、裁判所に対し、特別管理人が債権を審理した結果につき不服を申し立てることができる。
 - 2 特別管理人は、債権者への支払後、自己の活動に関する報告書を作成し、当該報告書を裁判所に提出する。
 - 3 所在不明債務者に財産がない場合、裁判費用は、申立人が負担する。学術的・技術的書面作成費用は、特別基金から支払われる。特別管理人の報酬は、倒産事件を管轄する国家機関が、特別基金から支払う。債権者の債権は、弁済されたものとみなされる。
- (1998年12月30日付け法律第160号、2006年7月27日付け法律第132号により改正)

第 128 条 所在不明債務者の倒産に関する規定の適用

債務者財産が、明らかに、倒産事件の裁判費用を負担するに足りない場合、又は、直近の12か月間、銀行口座に何の運用もない場合で、企業活動その他活動をしていないことを示す兆候があるときにも、本節²⁵の定める規定が適用される。

第 15 章 保険機関の倒産

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第 129 条 総則

- 1 支払無能の保険機関の倒産審理手続に関する関係は、本法及び本章の定める特則が規制する。
- 2 本法第9条の2の定めるいずれかの事情が生じた場合、又は、支払無能の場合、保険機関は、即時に、キルギス共和国保険監督国家機関に通知しなければならない。キルギス共和国保険監督国家機関に通知された時から、保険機関は、本法第21条の定める手続に従い、資産を処分しなければならない。
- 3 裁判手続において又は裁判外手続において保険機関の倒産審理手続を提起する権利は、キルギス共和国保険監督国家機関も有する。
- 4 キルギス共和国保険監督国家機関は、保険機関の倒産審理手続を適時に手配する責任を負う。キルギス共和国保険監督国家機関が、本法の規定に違反して行為をし、又は、何もしなかったことにより生じた損害は、裁判手続において賠償されなければならない。
- 5 倒産に関するその他のキルギス共和国規範的法的文書により、本法の定めない保険機関の倒産審理手続のその他の特則を定めることができる。

第 130 条 裁判所による保険機関の倒産事件の審理

- 1 裁判所に保険機関の倒産認定を申し立てる権利は、キルギス共和国保険監督国家機関が保険機関の監督をし、ライセンスを与える機関として機能している場合も含めて、キルギス共和国保険監督国家機関も有する。申立ては、キルギス共和国法令に別段の定めがある場合を除き、本法が債権者の申立てについて定める要件に従い、裁判所に出される。
- 2 本法第27条の3により、キルギス共和国保険監督国家機関は、当該機関の申立てにより保険機関の倒産事件が審理される場合、事件参加者(申立人)と認められる。

²⁵ 原文ママ。「本章」と思われる。

- 3 本法第 27 条の 4 により、保険機関の倒産事件の審理の際には、キルギス共和国保険監督国家機関も、裁判手続参加者と認められる。
 - 4 保険機関債務者を倒産者と認定する裁判所の本案決定には、キルギス共和国保険監督国家機関によるライセンスの取消しも記載されなければならない。
 - 5 キルギス共和国保険監督国家機関は、倒産事件を管轄する国家機関に対し（倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合）、又は、債権者集会に対し、保険機関の倒産管理人候補者を推薦する権利を有する。
- （2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 131 条 裁判外手続による保険機関の特別管理

- 1 裁判外手続による特別管理手続を開始する決定がとられた場合、保険機関は、キルギス共和国保険監督国家機関に通知をし、当該国家機関に、保険活動をするライセンスの取消しを申し立てなければならない。ライセンス取消手続は、ライセンスに関する規範的法的文書が定める。
- 2 本法第 29 条第 1 項の定める場合、債権者は、債務者に対し、任意で特別管理手続を開始するよう求めると同時に、キルギス共和国保険監督国家機関に対し、保険機関のライセンスを取り消し、特別管理手続を開始するよう申し立てることができる。
- 3 キルギス共和国保険監督国家機関は、7 日以内に債権者の申立てを審理し、以下のいずれかの決定を出す。
 - (1) ライセンスを取り消し、裁判外手続による保険機関の特別管理手続を開始する。
 - (2) ライセンスを取り消し、裁判所に対し、保険機関の倒産認定を申し立てる。
 - (3) キルギス共和国法「キルギス共和国における保険機関について」第 27 条の定める措置をとる事由がある場合、ライセンスを停止し、保険機関の地位を凍結する。
 - (4) 本法第 9 条、第 9 条の 1 及び第 11 条の定める条件がない場合、債権者の申立てを棄却する。
- 4 債権者及び保険機関は、キルギス共和国保険監督国家機関の決定を受領してから 7 日以内に、裁判所に対し、当該決定につき不服を申し立てることができる。不服申立手続は、倒産に関するその他の規範的法的文書が定める。
- 5 キルギス共和国保険監督国家機関が債権者の申立てを審理し、決定を出したとしても、本法の定める措置がとられることを妨げない。

第 132 条 債権の弁済

- 1 保険機関を倒産者と認定（宣言）する決定が出された時点までに保険金支払事由（保険事故）が発生していた保険契約の保険契約者（保険金受取人）は、保険金の支払を請求する権利を有する。
 - 2 保険機関を倒産者と認定（宣言）する決定が出された時点までに保険金支払事由（保険事故）が発生していなかった保険契約の保険契約者（保険金受取人）は、保険契約の有効期間と当該契約が実際に有効であった期間の差異に比例して、保険者に支払われた保険料の一部の返還を請求する権利を有する。
 - 3 本法第 87 条第 1 項の定める第三順位の保険機関の債権者の債権は、本法の定める一般通則に従い弁済されなければならない。
- （2005 年 3 月 7 日付け法律第 45 号により改正）

第 16 章 証券取引に業として参加する者の倒産

(1998年12月30日付け法律第160号により改正)

第133条 総則

- 1 支払無能の証券取引に業として参加する者(以下「証券取引業者」という²⁶。)の倒産審理手続に関する関係は、本法及び本章の定める特則が規制する。
- 2 本法第9条の2の定めるいずれかの事情が生じた場合、又は、支払無能の場合、証券取引業者は、即時に、キルギス共和国証券市場規制国家機関に通知しなければならない。キルギス共和国証券市場規制国家機関に通知された時から、証券取引業者は、本法第21条の定める手続に従い、自己の資産を処分しなければならない。
- 3 本法第21条の定める証券取引業者による法律行為の制限は、証券投資家の信託に基づき行われる当該投資家の証券の取引のうち、本法第21条第1項の定めるいずれかの事情が生じた後に当該投資家の承認を得た取引に対しては、及ばない。
- 4 倒産管理人は、任命から5日以内に、証券取引業者債務者に証券を信託譲渡した証券投資家に対し、倒産審理手続が提起(開始)され、倒産管理人が権利を得たことを通知しなければならない。通知には、本法第27条の22第2項又は第31条第3項の定める情報が記載され、証券投資家の証券について必要な行為の指示が出される。
- 5 倒産に関するその他のキルギス共和国規範的法的文書により、本法の定めない証券取引業者の倒産審理手続のその他の特則並びに証券投資家の権利及び利益保護の措置を定めることができる。

第134条 裁判所による証券取引業者の倒産事件の審理

- 1 本法第27条の4により証券取引業者の倒産事件が審理される際、キルギス共和国証券市場規制国家機関も、裁判手続参加者と認められる。
- 2 キルギス共和国証券市場規制国家機関は、倒産事件を管轄する国家機関に対し(倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合)、又は、債権者集会に対し、証券取引業者の倒産管理人候補者を推薦する権利を有する。
- 3 証券取引業者債務者を倒産者と認定する裁判所の本案決定には、キルギス共和国証券市場規制国家機関によるライセンスの取消しも記載されなければならない。

(2002年6月17日付け法律第102号により改正)

第135条 裁判外手続による証券取引業者の特別管理

- 1 裁判外手続による特別管理手続を開始する決定がとられた場合、証券取引業者は、キルギス共和国証券市場規制国家機関に通知をし、当該国家機関に、活動ライセンスの取消しを申し立てなければならない。ライセンス取消手続は、ライセンスに関する規範的法的文書が定める。
- 2 本法第29条第1項の定める場合、債権者は、債務者に対し、任意で特別管理手続を開始するよう求めると同時に、キルギス共和国証券市場規制国家機関に対し、証券取引業者のライセンスを取り消すよう申し立てることができる。
- 3 キルギス共和国証券市場規制国家機関が債権者の申立てを審理し、相応の決定をしたとしても、本法の定めるその他の措置がとられることを妨げない。

第136条 債権の弁済

²⁶ ロシア語原文に省略はなく、翻訳の際に、略語を当てている。

- 1 証券取引業者が運用する顧客の有価証券及びその他の財産は、本法第 21 条第 8 項²⁷の要件により、清算財団には含まれない。
- 2 倒産管理人は、顧客が管理のために証券取引業者債務者に引き渡した有価証券を、顧客の同意を得て、顧客の名において、相応のライセンスを有するその他の証券取引業者に引き渡すことができる。顧客の残りの有価証券は、倒産管理人と顧客との合意に別段の定めがある場合を除き、顧客に返却されなければならない。
- 3 複数の顧客が顧客名のある個別勘定に含まれない同種の証券（同じ発行人、分類、種類、組）の返却を請求し、請求証券数が証券取引業者が管理する証券数を超える場合、証券は、顧客の債権額に応じて按分して返却される。返却されなかった証券についての顧客の債権は、金銭債権とみなされ、本法の定める手続に従い、満足を受ける（弁済される。）。

第 17 章 社会基金団体の倒産

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号により改正）

第 137 条 社会基金団体の倒産の調整

- 1 社会基金団体の倒産審理手続に関する関係は、本法及び本章の定める特則が規制する。
- 2 社会基金団体は、裁判手続においてのみ倒産者と認定され得る。社会基金団体である債務者の倒産審理手続においては、特別管理手続（清算方式）又は和議が適用される。再生支援手続又は更生手続は、適用されない。
- 3 社会基金団体債務者による裁判手続における倒産審理手続の提起は、社会基金団体の代表者が、監督役員会の決定、又は、社会基金団体の活動を設立文書に従い監督するその他の機関の決定に基づき行う。
- 4 社会基金団体の清算の場合、債権弁済後に残った財産は、倒産管理人により、基金団体の定款の定める社会的、善意的、文化的、教育的、及び、その他の社会に有益な目的に向けられる。
- 5 倒産に関するその他のキルギス共和国規範的法的文書により、本法の定めない社会基金団体の倒産審理手続のその他の特則を定めることができる。

第 18 章 協同組合の倒産

（1998 年 12 月 30 日付け法律第 160 号、2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

第 138 条 協同組合の倒産の調整

- 1 協同組合の倒産審理手続に関する関係は、本法及び本章の定める特則が規制する。
- 2 債権者の債権に基づく裁判手続による協同組合の倒産認定及びその清算の条件は、本法第 9 条第 1 項の定める条件に加え、協同組合員が、毎年の貸借対照表承認後 3 か月以内に、追加的に払い込むことで発生した損失を補填する義務を履行しなかったことである。
- 3 協同組合員は、本条第 2 項の定める各組合員の追加払込のうち払い込まれていない範囲で、協同組合の債務につき、補充責任を負う。この場合、協同組合員は、お互いに連帯責任を負う。
- 4 倒産に関するその他のキルギス共和国規範的法的文書により、本法の定めない協同組合の倒産審理手続のその他の特則を定めることができる。

（2002 年 6 月 17 日付け法律第 102 号により改正）

キルギス共和国大統領 A. アカエフ

²⁷ 原文ママ。「第 21 条第 9 項」と思われる。

1997年10月15日，ピシュケク市，政府庁舎